

第5回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和8年3月3日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第5回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和8年3月3日

1	愛媛地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	特定最低賃金専門部会報告資料	
(1)	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	3
(2)	愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	5
(3)	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	7
(4)	愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	9
3	特定最低賃金改正決定に関する答申文	
(1)	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	11
(2)	愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	13
(3)	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	15
(4)	愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業の改正決定について（答申）（写）	17
4	愛媛県で適用する最低賃金一覧	19
5	令和7年度最低賃金審議経過資料	
(1)	令和7年度最低賃金審議経過一覧表	21
(2)	令和7年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過	22
(3)	同（時系列）	23
6	令和8年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について（写）	25

7	適用使用者数及び適用労働者数に関する資料	
	(1) 地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	27
	(2) 特定最低賃金(改正)適用使用者数及び適用労働者数等	28
8	令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	29
9	愛媛県金融経済概況(2026年2月18日 日本銀行松山支店)	37
10	管内の雇用失業情勢(令和8年1月分)について	
	(令和8年3月3日 愛媛労働局)	53

愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）

（任命年月日 令和7年4月1日）

区分	氏名	現職	備考
公益代表	いの うえ ゆう き 井 上 雄 基	弁護士	
	ごりょうだ ひろこ 五領田 寛子	特定社会保険労務士	
	その だ まさ え 園 田 雅 江	国立大学法人愛媛大学客員准教授	
	たけい なおこ 武井 奈保子	弁護士	
	もり もと あき ひろ 森 本 明 宏	弁護士	
労働者代表	たか はし やす ひろ 高 橋 保 博	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部副委員長	※
	たけがなる きよたか 竹箇平 貴隆	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	てら だ ただ ひろ 寺 田 淳 泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	※
	ながおか ひでき 長 岡 英 樹	UAゼンセン愛媛県支部支部長	
	のむら まり こ 野村 真理子	情報労連四国ブロック支部事務局長	
使用者代表	あ べ よう こ 阿 部 陽 子	三浦工業株式会社人事部労務課課長	
	こ いけ ひさ し 小 池 久 志	浅川造船株式会社執行役員総務部長	
	たけうち えい じ 武 内 英 治	伊予商工会議所副会頭	
	にしおか けい 圭 西 岡 圭	新居浜機械産業協同組合副理事長	
	やっづか ひろし 八 塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	

(注) 各側委員の掲載順は50音順である。

(注2) ※は、任命年月日令和7年12月5日である。

令和7年10月20日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金
専門部会
部会長 森本 明宏

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月29日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	園田 雅江 武井 奈保子 森本 明宏
労働者代表委員	寺田 淳泰 西 貴志 三好 謙一郎
使用者代表委員	石川 雄一 丹沢 寛雄 出島 良仁

別紙

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でパルプ製造業又は紙製造業（機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業及び建材原紙製造業を除く。以下同じ。）及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がパルプ製造業又は紙製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務

ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,113円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定

令和7年10月22日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県はん用機械器具、生産用機械
器具、業務用機械器具製造業最低賃金
専門部会
部会長 武井 奈保子

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月29日、愛媛地方最低賃金審議会において付託され
た愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改
正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結果となったので報
告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	井上 雄基 五領田 寛子 武井 奈保子
労働者代表委員	白石 浩司 田中 圭子 吉川 亮
使用者代表委員	井上 広光 金田 祐司 河野 正幸

別紙

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務

ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,114円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定

令和7年10月20日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 園田 雅江

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月29日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	園田 雅江 武井 奈保子 森本 明宏
労働者代表委員	熊野 靖和 上甲 章史 竹箇平 貴隆
使用者代表委員	阿部 幸弘 河端 和行 増田 和俊

別紙

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,107円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定

令和7年10月21日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関
製造業最低賃金専門部会
部会長 井上 雄基

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月29日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結果となったので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	井上 雄基 五領田 寛子 園田 雅江
労働者代表委員	竹本 良賢 濱田 英吉 渡部 崇
使用者代表委員	小池 久志 西谷 亮彦 山田 啓司

別紙

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次の業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務
 - ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,136円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月25日指定



愛媛賃審発第 2554 号
令和 7 年 10 月 20 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 29 日付け愛媛労発基 0729 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でパルプ製造業又は紙製造業(機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業及び建材原紙製造業を除く。以下同じ。)及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がパルプ製造業又は紙製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務

ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,113円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定



愛媛賃審発 2556 号
令和 7 年 10 月 22 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

**愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）**

当審議会は、令和 7 年 7 月 29 日付け愛媛労発基 0729 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次の業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務
 - ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,114円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
令和7年12月25日指定



愛媛賃審発第 2553 号
令和 7 年 10 月 20 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

**愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）**

当審議会は、令和 7 年 7 月 29 日付け愛媛労発基 0729 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,107円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定



愛媛賃審発第 2555 号
令和 7 年 10 月 21 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

**愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に
ついて（答申）**

当審議会は、令和 7 年 7 月 29 日付け愛媛労発基 0729 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務

ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,136円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定

愛媛県で適用する最低賃金一覧

資料No. 4

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎地域別最低賃金

件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和7年 12月1日	円 1,033	県内すべての労働者に適用されます。 〔特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。〕

◎特定最低賃金

特定最低賃金に共通の適用除外			
			(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和7年 12月25日	円 1,113	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和7年 12月25日	円 1,114	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和7年 12月25日	円 1,107	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和7年 12月25日	円 1,136	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和7年 12月1日	円 1,033	左記の特定(産業別)最低賃金は、愛媛県最低賃金額が適用されています。

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
 2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
 3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。
 4 各種商品小売業の産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

詳しくはこちらへお問い合わせください。愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

☆賃金引上げ特設
ページをご活用
ください。



令和7年度最低賃金審議経過一覧表

愛媛地方最低賃金審議会		愛媛県最低賃金専門部会		小委員会 (特定最低賃金改正決定の必要性)		愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会		愛媛県はん用機械器具製造業、業務用機械器具最低賃金専門部会		愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会		愛媛県船舶製造・修理業最低賃金専門部会		愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会	
諮問年月日	委員任命年月日	7.7.3	7.7.22	7.7.3	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29	7.7.29
委員名	公益代表	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 井上 領田 森	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武	◎ 森本 上田 井園 武
	労働者代表	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野	○ 石平 岡村 長野
使用者代表	八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池	○ 八塚部池
	小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池	○ 小西池
審議会・専門部会 開催年月日	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3	① 7.7.3
	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]	② 7.7.17 [実]
	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]	③ 7.7.29 [七]
	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17	④ 7.9.17
最賃額	時間額	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)	1033円 (956円)
	引上げ額	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)	77円 (59円)
答申年月日	引上げ率	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)	8.05% (6.58%)
	異議申出有無	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり	異議申出あり
発効年月日	適用事業所数	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所	42,137事業所
	適用労働者数	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人	496,200人
未影響率	未満率	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	影響率	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)	30.17% (24.36%)

() : 前年度 ◎ : (部)会長、委員長 ○ : (部)会長代理、委員長代理 [実] : 実地視察 [七] : ヒアリング (指) : 指定期発効

令和7年度 愛媛地方最低賃金審議会審議経過

回数(通算)	1	2	3	4	5	6
本 審	07.07.03 3 ①会長・会長代理の選任 ②運営申合せ(令第6条第5項適用) ③地質改正(諮問) ④特賃改正必要性の有無(諮問) ⑤小委員会の設置	07.07.29 7 ①地質関係労働者意見聴取 ②小委員会報告 ③特賃改正必要性の有無(答申) ④特賃改正(諮問)	07.09.01 12 ①地質専門部会報告	07.09.17 13 ①地質改正の異議(諮問・審議・答申) ②地質専門部会廃止	08.03.03 24 ①各特賃専門部会の報告 ②各特賃専門部会の廃止 ③各特賃改正の意向	
回 数	1	2	3	4		
実地視察	07.07.17 4 石田クレーニング(株)において実地視察を実施					
公益委員会	07.07.29 6 ①愛媛県最低賃金の審議について	07.12.16 23 ①審議の総括				
公労委員会	07.06.19 1 ① 審議会の運営について					
公使委員会	07.06.19 2 ① 審議会の運営について					
小委員会	07.07.24 5 ①委員長・委員長代理の選出 ②特賃改正必要性審議 ③委員会結論					
地質専門部会	07.08.08 8 ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③目安伝達 ④金額審議	07.08.19 9 ①金額審議	07.08.21 10 ① 金額審議	07.09.01 11 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)		
紙ノパ専門部会	07.09.26 14 特賃合同専門部会 ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の確認事項 ③審議の公開について ④審議の日程調整	07.10.08 16 ①資料説明 ②金額審議	07.10.20 20 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)			
はん用機械専門部会		07.10.09 18 ①資料説明 ②金額審議	07.10.22 22 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)			
電機専門部会		07.10.08 17 ①資料説明 ②金額審議	07.10.20 19 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)			
船舶専門部会		07.10.07 15 ①資料説明 ②金額審議	07.10.21 21 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)			
各商専門部会 (改正の申出無)						

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過(時系列)

連番	日付	回数	名称	内容1	内容2	内容3
1	6月19日	第1回	公労委員会	審議会の運営について		
2	6月19日	第1回	公使委員会	審議会の運営について		
3	7月3日	第1回	本審	会長等選任 運営申し合わせ	地賃改正諮問	特賃改正必要性諮問、小 委員会設置
4	7月17日		実地視察	石田クリーニング(株)の実地視察		
5	7月24日	第1回	小委員会	委員長等選出	特賃改正必要性審議	委員会結論
6	7月29日	第1回	公益委員会	地賃審議について		
7	7月29日	第2回	本審	地賃関係労働者意見聴 取	特賃改正必要性小委員 会報告、答申	特賃改正諮問
8	8月8日	第1回	地賃専門部会	部会長等選出 審議の公開について	目安伝達	金額審議
9	8月19日	第2回	地賃専門部会	金額審議		
10	8月21日	第3回	地賃専門部会	金額審議		
11	9月1日	第4回	地賃専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
12	9月1日	第3回	本審	部会報告		
13	9月17日	第4回	本審	地賃異議諮問、審議、答 申	地賃部会廃止	
14	9月26日	第1回	特賃合同専門部会	部会長等選出	審議の公開、確認事項に ついて	審議の日程調整
15	10月7日	第2回	船舶専門部会	金額審議		
16	10月8日	第2回	紙パ専門部会	金額審議		
17	10月8日	第2回	電機専門部会	金額審議		
18	10月9日	第2回	はん用機械専門部会	金額審議		
19	10月20日	第3回	電機専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
20	10月20日	第3回	紙パ専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
21	10月21日	第3回	船舶専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
22	10月22日	第3回	はん用機械専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
23	12月16日	第2回	公益委員会	審議の総括		
24	3月3日	第5回	本審	各特賃専門部会の報告	各特賃専門部会の廃止 について	令和8年度特定最低賃金 改正の意向について

(注1) 会議の名称は略称です。

(注2) 「答申(6-5)」は審議会令第6条第5項を適用したものです。

2026年2月3日

愛媛労働局長
常盤剛史 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会長 上甲章史

令和8年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について

記

標記の件、愛媛県における令和8年度特定（産業別）最低賃金の金額改正の申し出について、下記4業種の正式申請を6月30日までに行なうことと致します。

申請する産業

1. パルプ、紙製造業
2. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
3. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
4. 船舶製造・修理業、船用機関製造業

以 上

地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数
(令和3年経済センサスー活動調査ベース)

都道府県	適用使用者数	適用労働者数
北海道	158,604	1,958,900
青森	38,607	446,200
岩手	38,741	467,000
宮城	71,275	941,000
秋田	30,631	352,500
山形	34,858	409,600
福島	58,044	711,600
茨城	78,185	1,120,100
栃木	56,190	778,500
群馬	59,044	798,900
埼玉	167,219	2,358,700
千葉	135,572	1,974,700
東京	468,516	8,873,600
神奈川	209,050	3,239,800
新潟	72,560	893,900
富山	34,678	454,100
石川	39,205	482,400
福井	27,329	326,400
山梨	27,211	320,600
長野	68,416	819,900
岐阜	63,804	775,900
静岡	114,970	1,560,000
愛知	223,585	3,499,800
三重	51,893	721,700
滋賀	37,887	563,500
京都	76,298	1,025,000
大阪	277,523	4,100,800
兵庫	143,111	2,012,200
奈良	30,820	394,200
和歌山	29,840	327,100
鳥取	17,737	206,900
島根	23,503	264,300
岡山	56,954	752,000
広島	88,571	1,172,800
山口	41,106	516,400
徳島	22,600	265,100
香川	31,809	385,000
愛媛	42,137	496,200
高知	22,423	241,400
福岡	158,783	2,096,400
佐賀	25,733	322,900
長崎	41,041	465,600
熊本	53,067	639,900
大分	35,874	422,600
宮崎	34,771	393,800
鹿児島	50,929	583,100
沖縄	43,670	521,200

特定最低賃金（改正）適用使用者数及び適用労働者数等

令和8年3月

② 申出代表者	④ 適用使用者数	④ 申出産業の労働者数	適用除外労働者数	⑤ 申出産業の基幹的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)			
パルプ、紙製造業 E140、E141、E142 (E1422の一部、E1423・E1424を除く)	13	2,066	314	1,752					
				2,377	638	26.8%			
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 E25、E26、E27 (E273～E276を除く)	414	12,480	1,385	11,095					
				10,377	3,213	31.0%			
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29 (E291・E292を除く)、E30	62	4,792	900	3,892					
				4,101	1,535	37.4%			
船舶製造・修理業、舶用機関製造業 E310、E313	310	6,299	459	5,840					
				5,883	2,002	34.0%			
各種商品小売業 (注3) I56	20	2,839	461	2,378					
				2,622	-	-			

注 1 ④欄は、令和3年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。
 2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、令和7年度最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外労働者数を加味して算定した。
 3 各種商品小売業の産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。
 4 ⑤欄、⑥欄及び⑦欄の赤字は前年度の数値です。

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		2月2日(火)		3月4日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
1月5日(火)		1月20日(水)		2月3日(水)		3月5日(金)
1月6日(水)		1月21日(木)		2月4日(木)		3月6日(土)
1月7日(木)		1月22日(金)		2月5日(金)		3月7日(日)
1月8日(金)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月9日(土)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月10日(日)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月11日(月)		1月26日(火)		2月9日(火)		3月11日(木)
1月12日(火)		1月27日(水)		2月10日(水)		3月12日(金)
1月13日(水)		1月28日(木)		2月12日(金)		3月14日(日)
1月14日(木)		1月29日(金)		2月15日(月)		3月17日(水)
1月15日(金)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月16日(土)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月17日(日)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月18日(月)		2月2日(火)		2月17日(水)		3月19日(金)
1月19日(火)		2月3日(水)		2月18日(木)		3月20日(土)
1月20日(水)		2月4日(木)		2月19日(金)		3月21日(日)
1月21日(木)		2月5日(金)		2月22日(月)		3月24日(水)
1月22日(金)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月23日(土)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月24日(日)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月25日(月)		2月9日(火)		2月25日(木)		3月27日(土)
1月26日(火)		2月10日(水)		2月26日(金)		3月28日(日)
1月27日(水)		2月12日(金)		3月1日(月)		3月31日(水)
1月28日(木)		2月12日(金)		3月1日(月)		3月31日(水)

2026年2月18日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。

すなわち、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、増加している。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、一部に弱い動きがみられる。

設備投資は、増加している。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。

業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	底堅く推移している。
コンビニエンスストア販売	底堅く推移している。
家電販売	横ばい圏内で推移している。
乗用車販売	持ち直している。
宿泊・観光施設の入込み	堅調に推移している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	横ばい圏内の動きとなっている。
紙	・ パ ル プ	横ばい圏内で推移している。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		低調に推移している。
非 鉄 金 属		堅調に推移している。
食 料 品		増加している。
はん用・生産用機械		横ばい圏内で推移している。
電 気 機 械		低調に推移している。
輸送機械（造船）		高操業となっている。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%台のプラスとなっている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、前年を上回った。

(6) 金融情勢

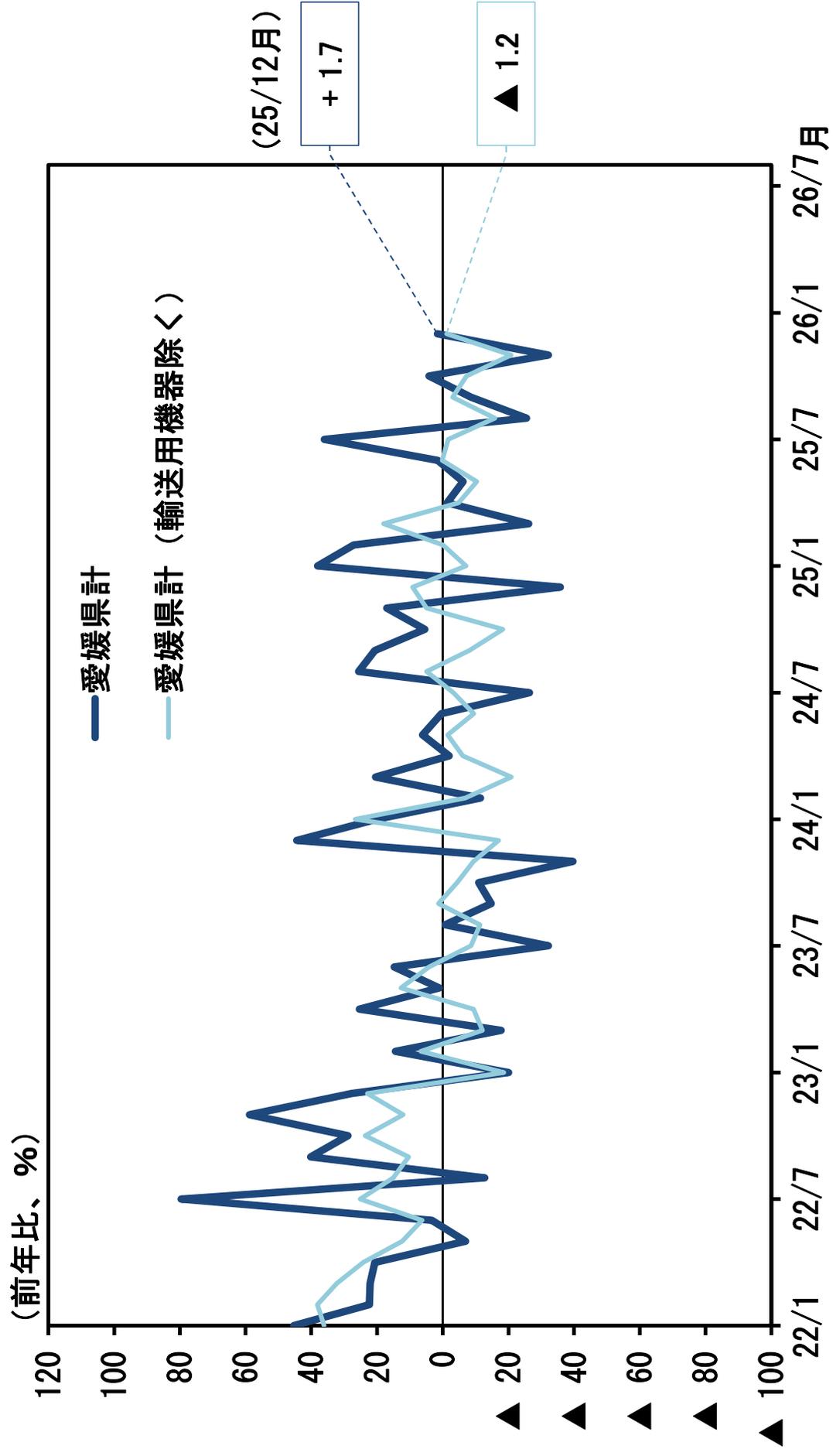
実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

▽輸出額



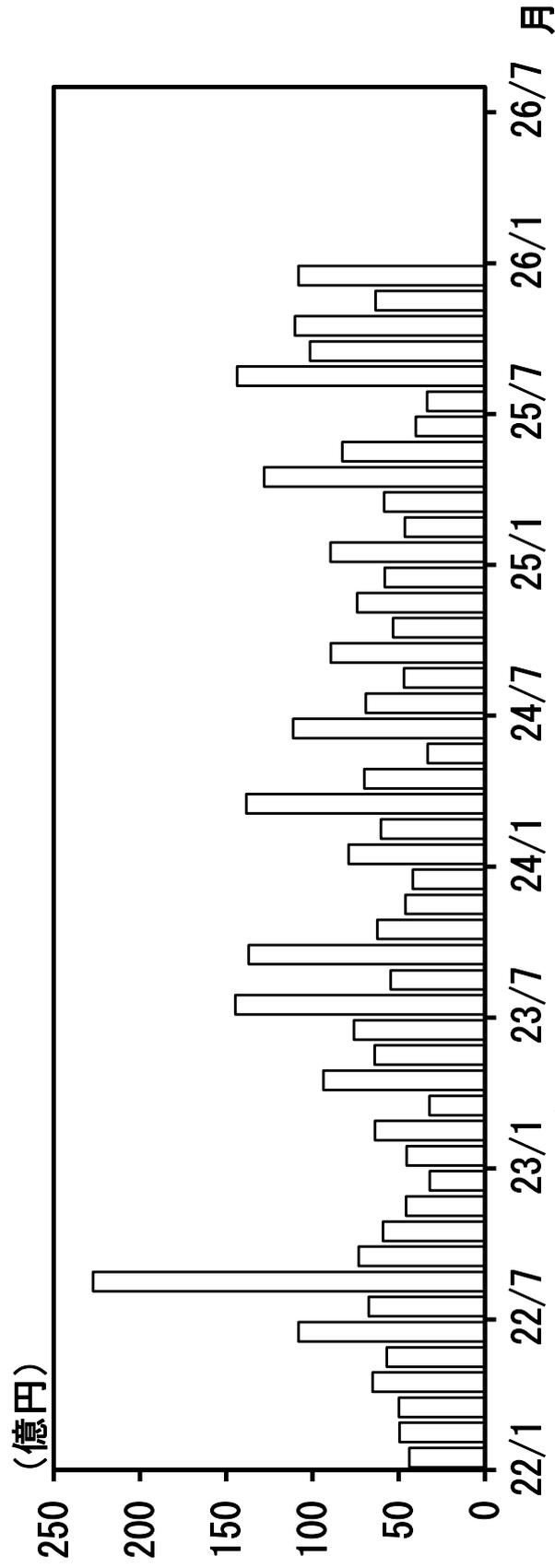
(出所) 財務省

▽設備投資

愛媛県短観(ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額<除く土地投資額>)
(前年度比、%)

	23年度	24年度	25年度
全規模			
全産業	▲ 0.4	+ 9.2	▲ 2.5
製造業	+ 5.1	▲ 1.9	+ 4.6
非製造業	▲ 17.3	+ 52.8	▲ 19.7

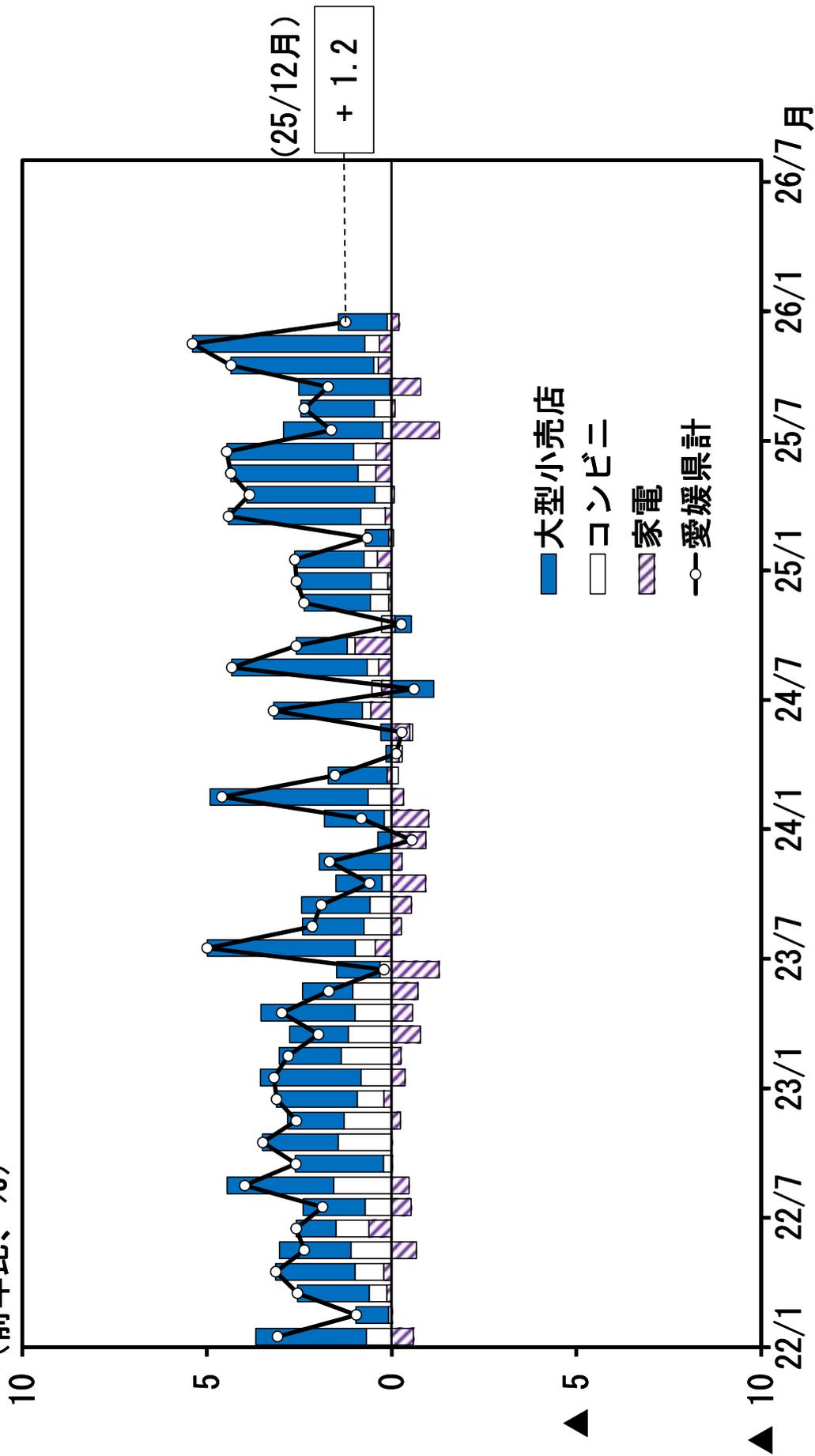
建築着工統計(工事費予定額<非居住用>)



(注) 愛媛県短観の23年度および24年度は実績値。25年度は25/12月時点の計画値。
(出所) 日本銀行松山支店、国土交通省

▽大型小売店等の販売額

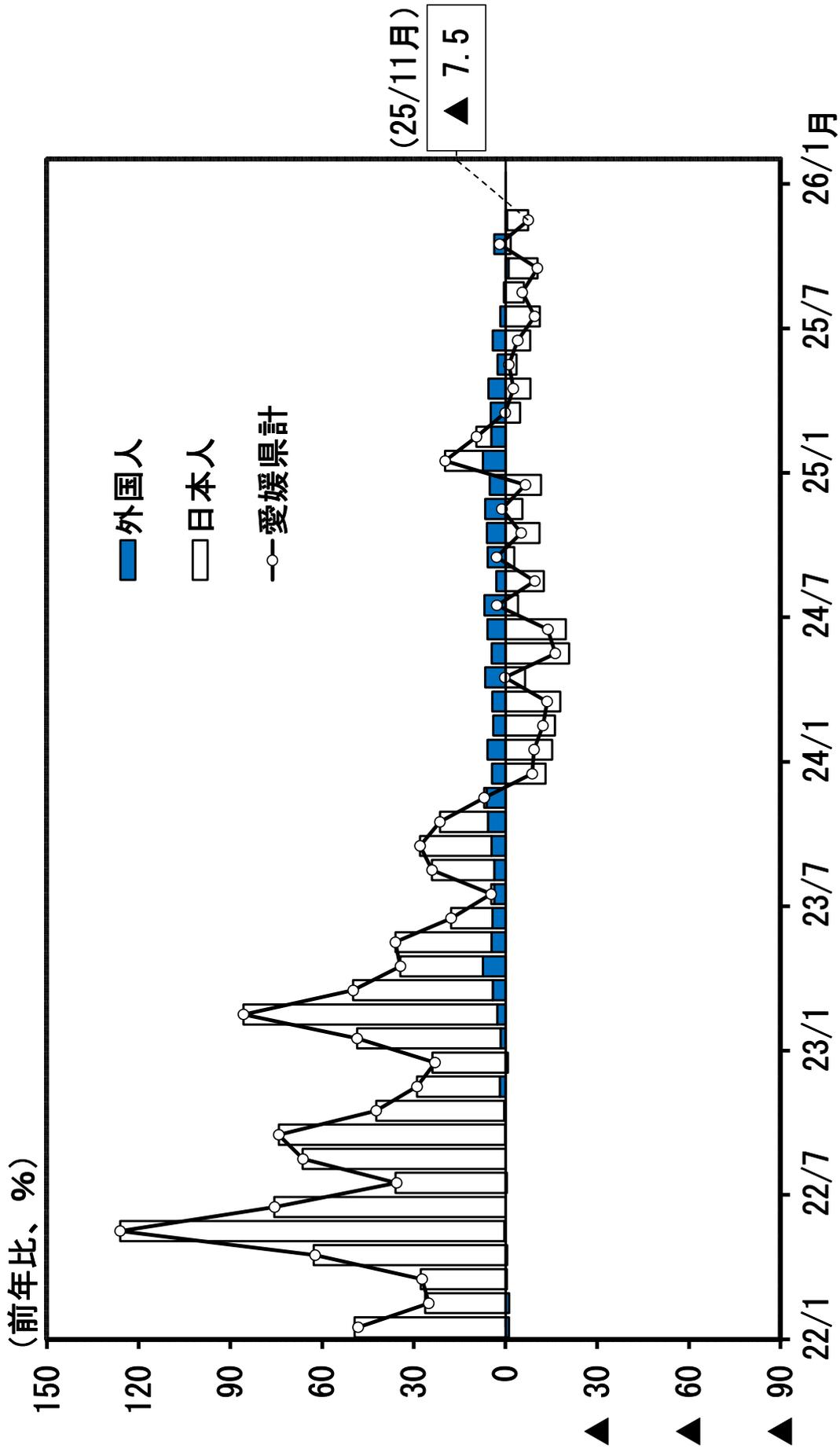
(前年比、%)



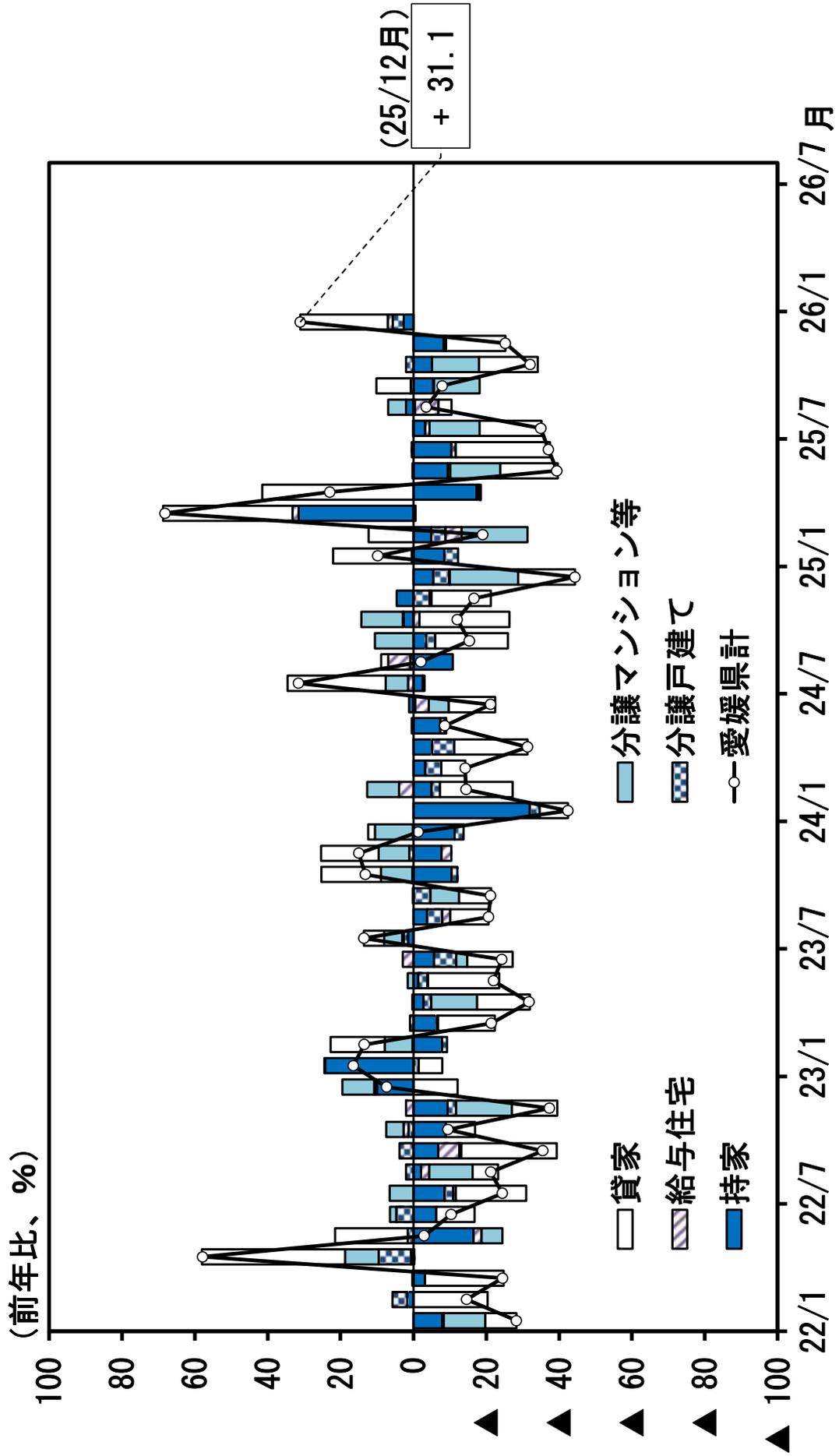
(注) 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク係数を用いて当店算出。

(出所) 経済産業省

▽延べ宿泊者数



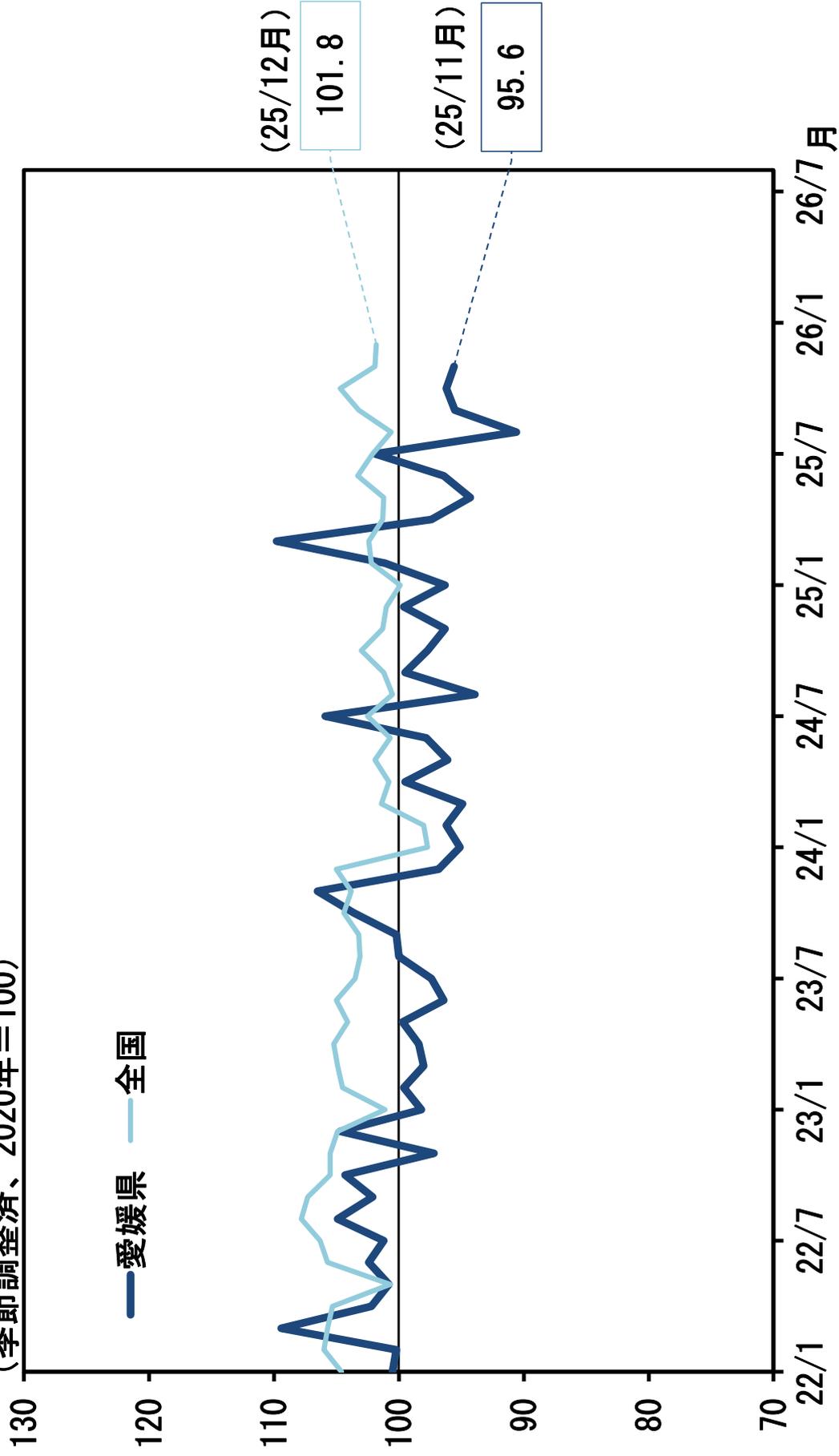
▽新設住宅着工戸数



(出所) 国土交通省

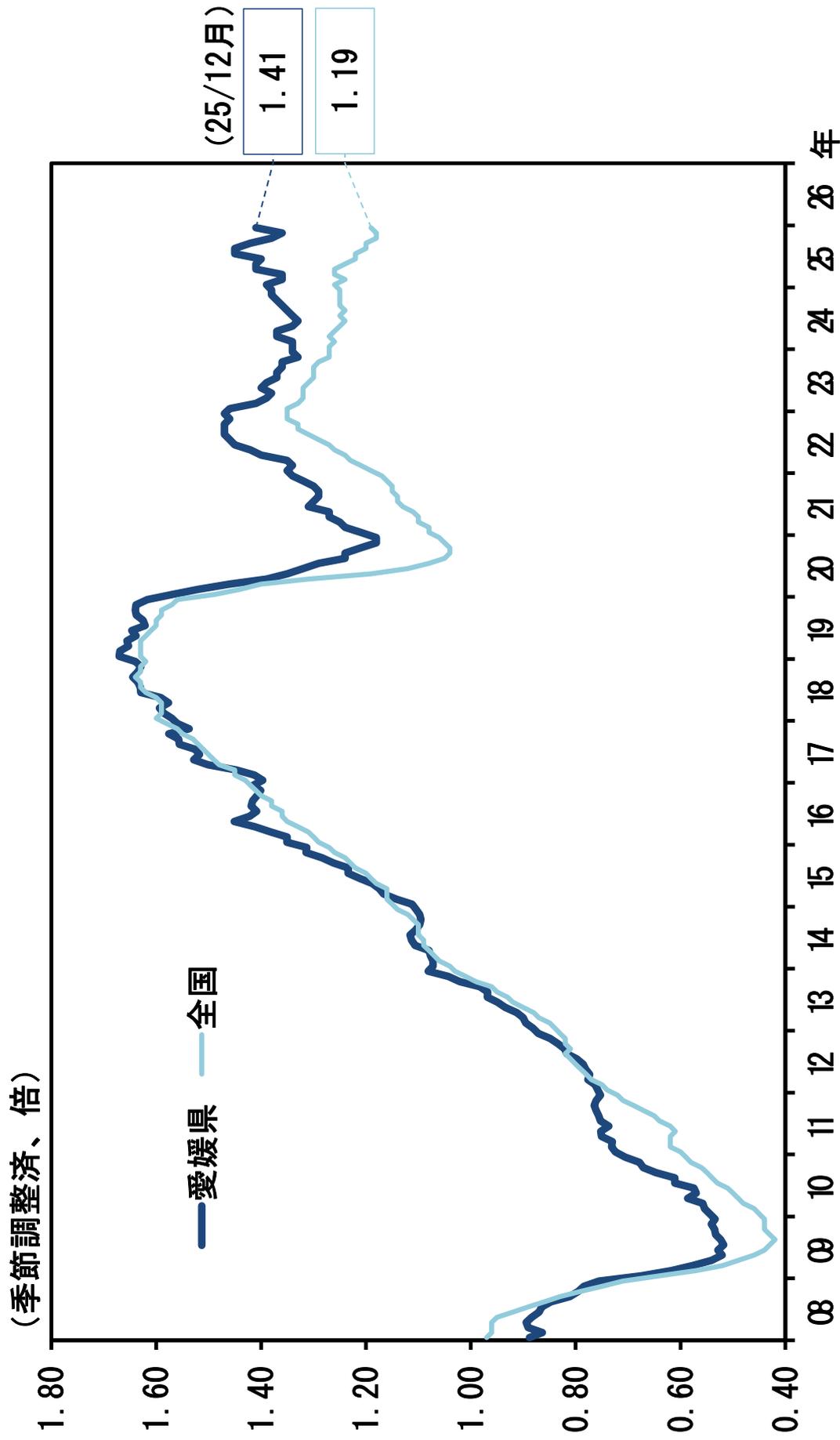
▽ 鉱工業生産指数

(季節調整済、2020年=100)



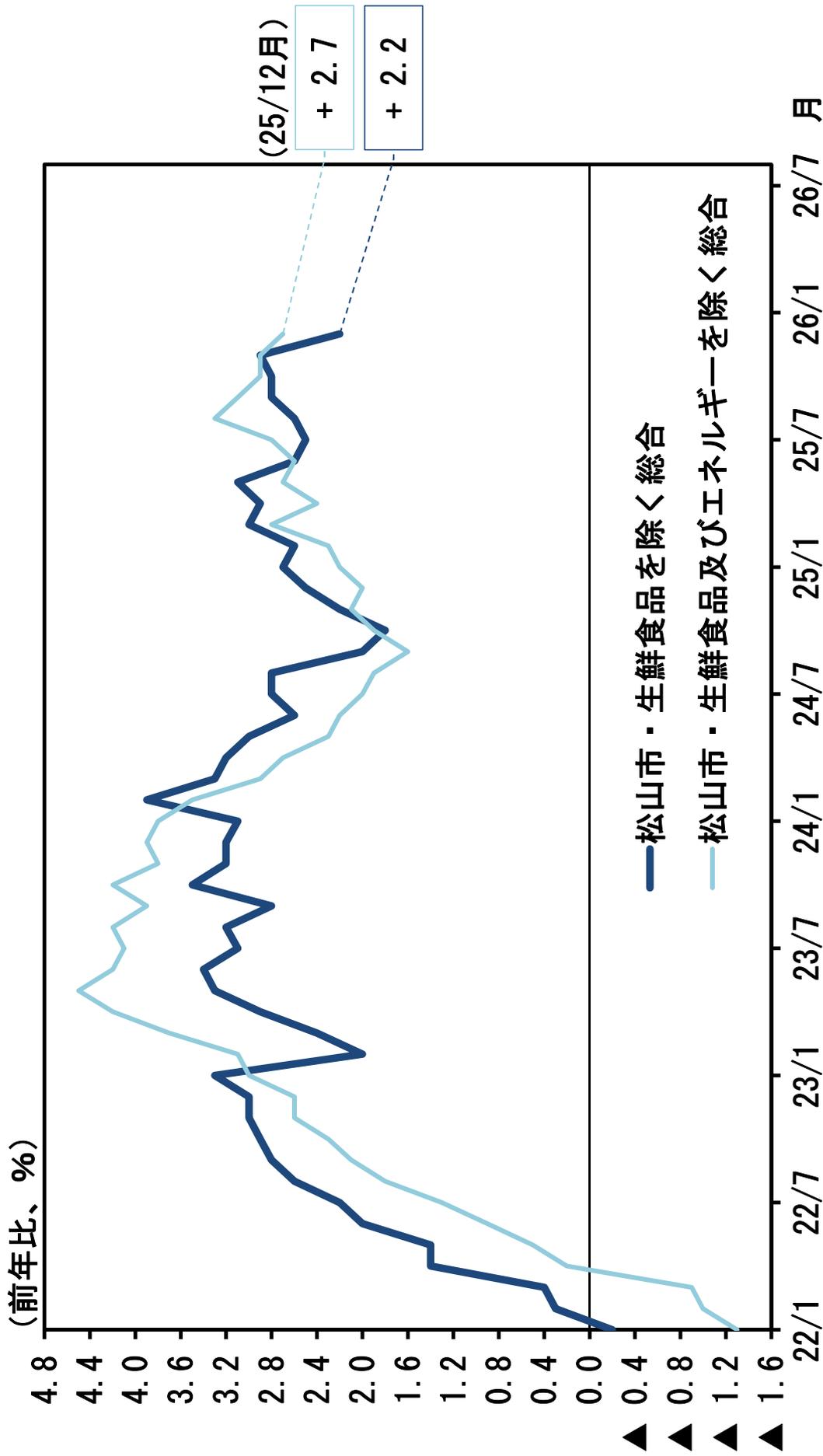
(出所) 愛媛県、経済産業省

▽有効求人倍率



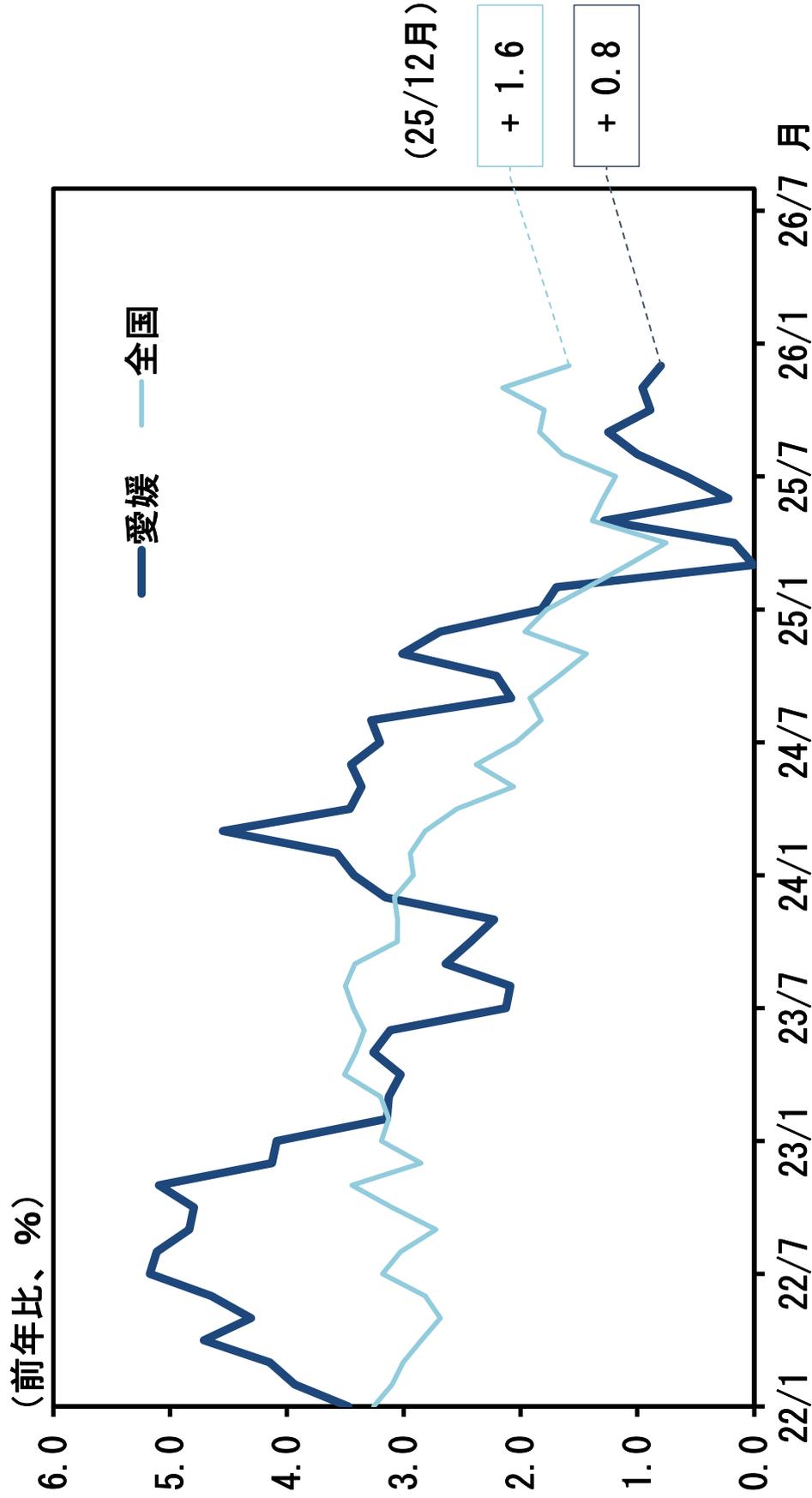
(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

▽消費者物価指数



(出所) 総務省

▽実質預金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。

2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。

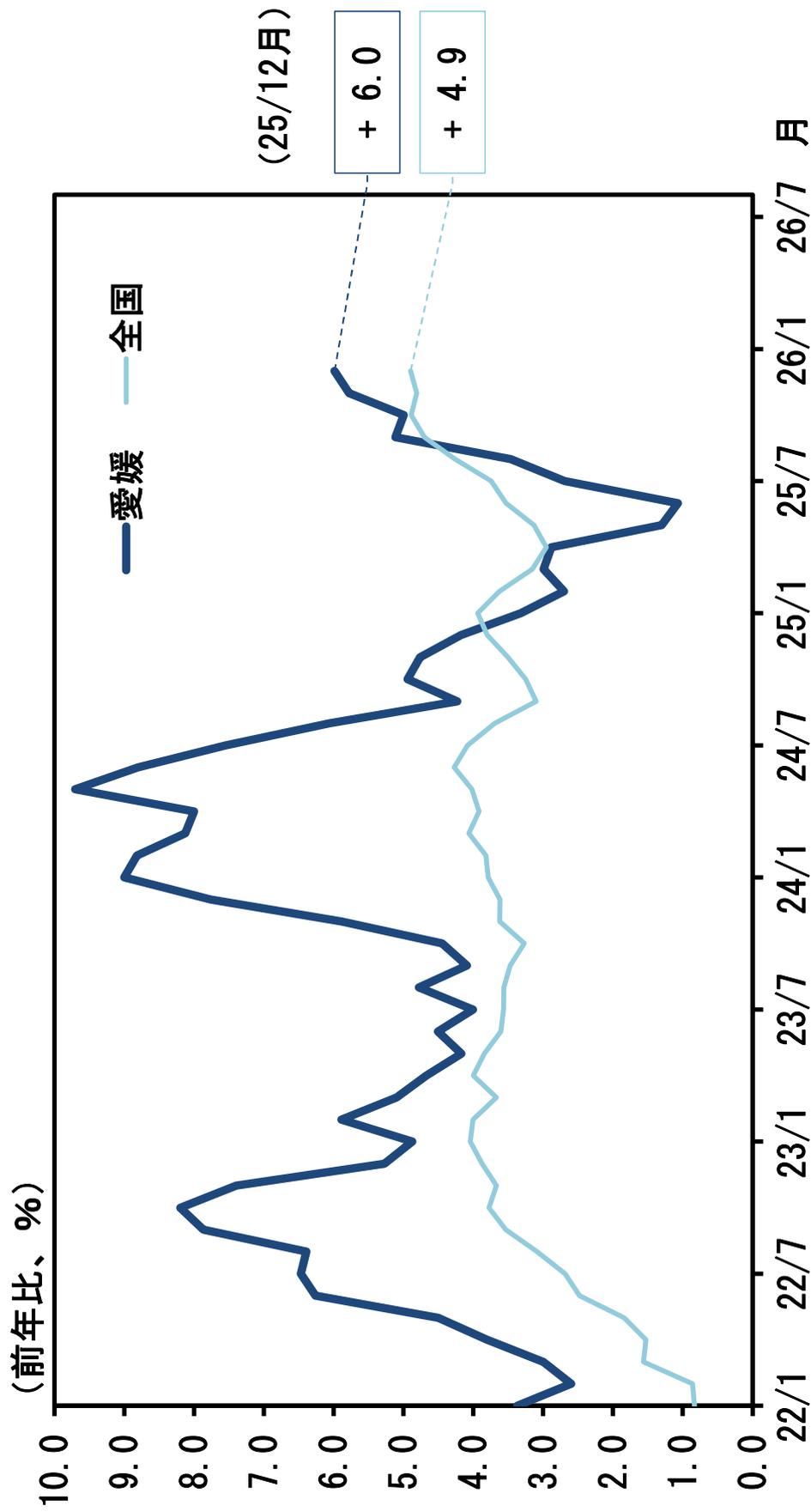
3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。

4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定を除く）。

5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したものの。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。

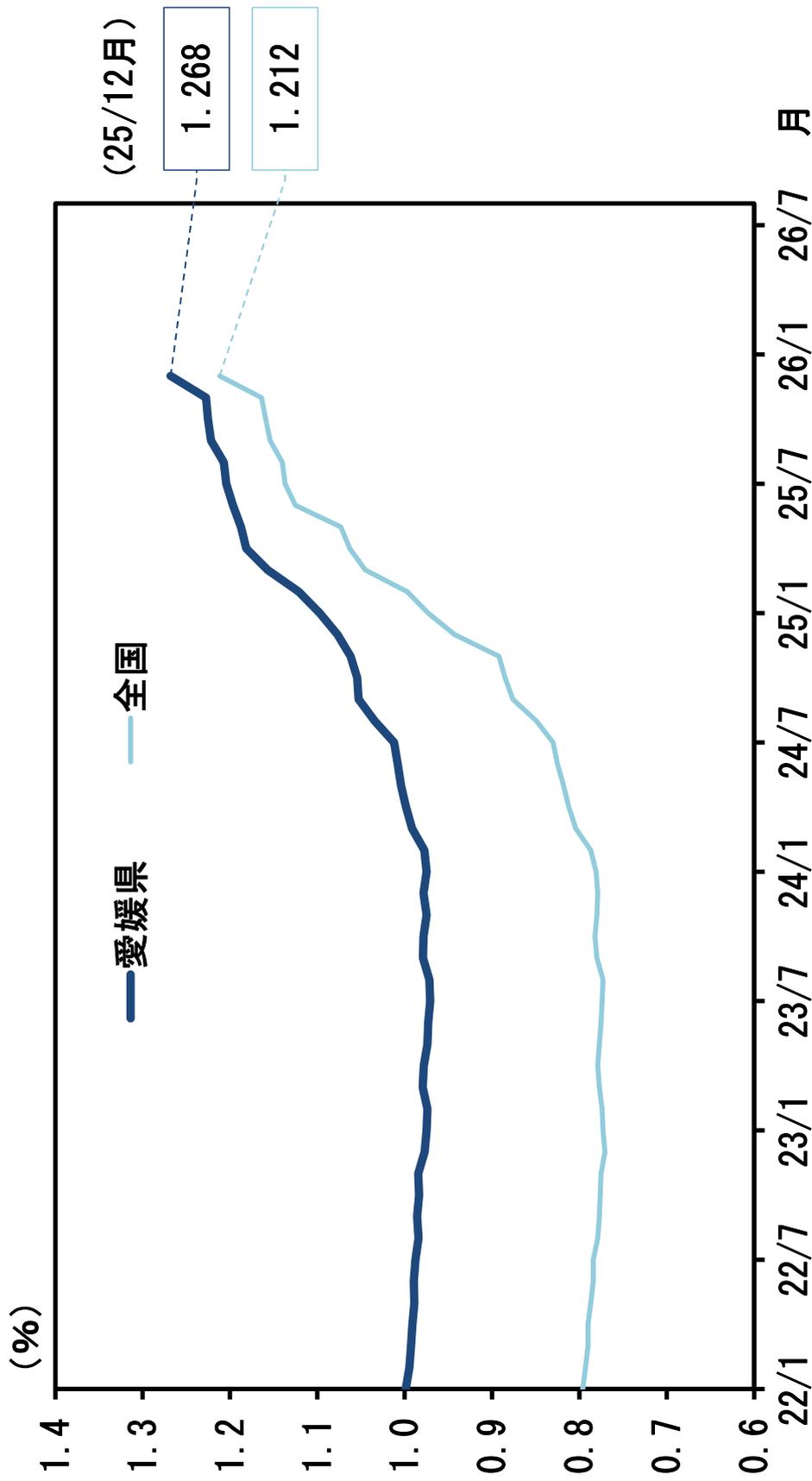
2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。

3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。

4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛県…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分（県外店舗を含む）。
 2. 全国…国内銀行分。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店

愛媛労働局発表
令和8年3月3日(火)

愛媛労働局職業安定部職業安定課
担当 課長 中村 義生
課長補佐 神尾 学
地方労働市場情報官 戸田 希和
電話 089-943-5221

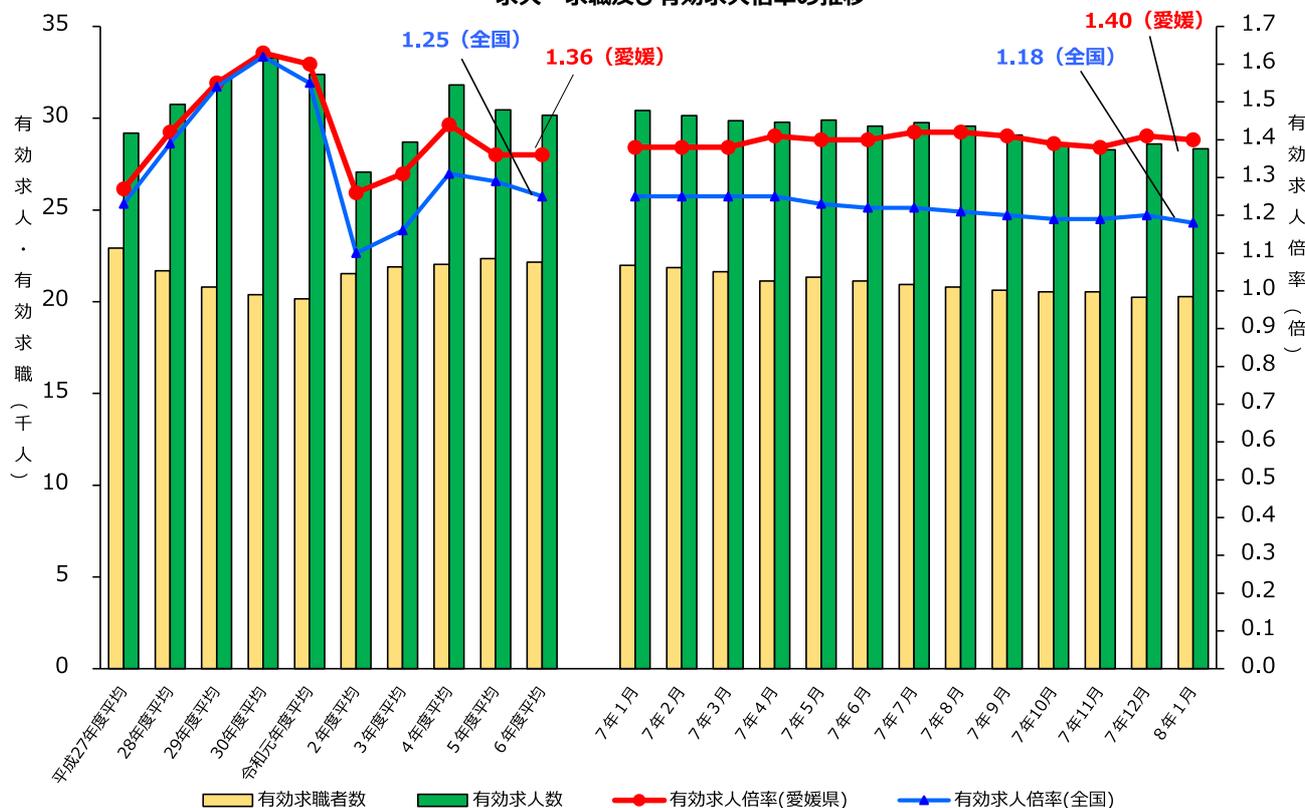
管内の雇用失業情勢（令和8年1月分）について
— 有効求人倍率は1.40倍(季節調整値) —
前月差で2か月ぶり低下

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は1.40倍となり、前月差で2か月ぶり低下した。
正社員求人倍率（原数値）は1.29倍となり、前年同月比で2か月連続上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東予地域で前年同月を下回ったが、中予地域、南予地域で前年同月を上回った。東予地域は1.46倍、中予地域は1.55倍、南予地域は1.57倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で2か月ぶり減少した。
主な産業別では、「製造業」（17.5%増）、「医療、福祉」（1.7%増）で前年同月を上回ったが、「宿泊業、飲食サービス業」（27.9%減）、「卸売業、小売業」（15.7%減）、「建設業」（10.2%減）、「運輸業、郵便業」（9.0%減）、「サービス業」（0.2%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で5か月連続減少した。

求人・求職及び有効求人倍率の推移



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和8年1月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料P11.13]

項目	令和8年1月	前月差(比)	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.40 倍	▲ 0.01 p	前月差で2か月ぶり低下	
有効求人	28,324	▲ 0.9 %	前月比で2か月ぶり減少	▲ 261
有効求職	20,269	0.1 %	前月比で2か月ぶり増加	20
新規求人倍率	2.48 倍	▲ 0.03 p	前月差で2か月ぶり低下	
新規求人	10,379	▲ 2.9 %	前月比で2か月ぶり減少	▲ 305
新規求職	4,185	▲ 1.7 %	前月比で3か月ぶり減少	▲ 74

(注) 数値は季節調整値

【一般・パート別有効求人倍率】 [資料P7]

項目	令和8年1月	前年同月差	ポイント
一般(フルタイム)	1.69 倍	0.02 p	前年同月差で2か月連続上昇
正社員	1.29 倍	0.01 p	前年同月差で2か月連続上昇
パートタイム	1.28 倍	▲ 0.01 p	前年同月差で2か月ぶり低下

【地域別有効求人倍率】 [資料P8]

項目	令和8年1月	前年同月差	ポイント
東予	1.46 倍	▲ 0.13 p	前年同月差で13か月連続低下
中予	1.55 倍	0.08 p	前年同月差で16か月連続上昇
南予	1.57 倍	0.08 p	前年同月差で2月連続上昇

2 求人 [資料P4.5.10]

項目	令和8年1月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	29,120	▲ 7.2 %	前年同月比で6か月連続減少	▲ 2,245
新規求人	11,244	▲ 2.0 %	前年同月比で2か月ぶり減少	▲ 227
主な産業	建設業	770	▲ 10.2 %	▲ 87
	製造業	1,290	17.5 %	192
	運輸業, 郵便業	538	▲ 9.0 %	▲ 53
	卸売業, 小売業	1,313	▲ 15.7 %	▲ 244
	宿泊業, 飲食サービス業	452	▲ 27.9 %	▲ 175
	医療, 福祉	3,274	1.7 %	56
	サービス業	1,686	▲ 0.2 %	▲ 4

3 求 職 [資料 P9.10]

項 目	令和8年1月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有 効 求 職	19,122	▲ 7.8 %	前年同月比で18か月連続減少 ▲ 1,614
新 規 求 職	4,507	▲ 0.5 %	前年同月比で5か月連続減少 ▲ 21

[態様別(新規求職)状況] [資料 P6]

項 目	令和8年1月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
在 職 者	1,188	▲ 2.1 %	前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 26
離 職 者	2,836	▲ 0.3 %	前年同月比で4か月連続減少 ▲ 9
事業主都合離職者	525	▲ 4.2 %	前年同月比で4か月連続減少 ▲ 23
自己都合離職者	2,156	0.5 %	前年同月比で5か月ぶり増加 10
無 業 者	483	3.0 %	前年同月比で2か月連続増加 14

4 就 職 [資料 P9.10]

項 目	令和8年1月	前年同月(期)比	ポイント (前年同月(期)差)
当 月	就 職 件 数	1,035	▲ 9.0 % 前年同月比で12か月連続減少 ▲ 102
	就 職 率	23.0 %	▲ 2.1 p 前年同月差で3か月連続低下
累 計 (4～1月)	就 職 件 数	12,348	▲ 6.7 % 前年同期比で減少 ▲ 885
	就 職 率	29.7 %	▲ 1.7 p 前年同期差で低下

5 雇用保険関係

項 目	令和8年1月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※1,216	1.7 %	前年同月比で2か月連続増加 20
受給者実人員	4,501	1.6 %	前年同月比で8か月連続増加 71
月末現在雇用保険被保険者数	386,637	▲ 1.1 %	前年同月比で64か月連続減少 ▲ 4,338

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きにやや弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、多くの産業において人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、リスキリングによる能力向上の支援等を進めている。

また、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、多様な人材がその能力を最大限生かして活躍できる社会を実現するために、就業環境の整備や再就職支援を引き続き重点的に実施する。

※ 令和8年2月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 3月31日(火) ・全国分(厚生労働省取りまとめ) - 3月31日(火)

産業別新規求人の動向

令和8年1月

愛媛労働局

産業分類	7年 1月	7年 2月	7年 3月	7年 4月	7年 5月	7年 6月	7年 7月	7年 8月	7年 9月	7年 10月	7年 11月	7年 12月	8年 1月	年度合計 (対前年度比)
農 林 漁 業	70	61	86	69	42	95	59	33	141	127	50	82	80	778
	1.4	▲27.4	6.2	11.3	▲37.3	20.3	▲26.3	▲49.2	5.2	32.3	▲29.6	17.1	14.3	▲2.0
鉱業、砕石業、砂利採取業	3	0	0	2	0	6	5	5	2	6	0	0	0	26
	▲25.0	▲100.0	—	▲33.3	▲100.0	▲50.0	—	66.7	▲50.0	200.0	▲100.0	—	▲100.0	▲25.7
建 設 業	857	788	893	779	807	907	828	703	855	879	714	807	770	8,049
	1.9	▲3.0	10.4	6.0	▲0.1	▲1.8	22.7	▲1.7	▲6.9	17.5	▲8.6	▲8.0	▲10.2	0.1
製 造 業	1,098	1,372	1,212	1,346	1,189	1,175	1,079	1,141	1,205	1,284	928	1,335	1,290	11,972
	▲16.5	▲6.7	▲9.6	11.4	▲2.2	▲4.9	▲12.6	▲14.7	▲3.8	4.6	▲32.9	11.0	17.5	▲3.4
食 料 品 製 造 業	217	288	215	178	246	246	210	244	278	212	191	225	225	2,255
	▲14.2	▲9.7	▲32.2	▲11.0	6.5	▲11.2	▲20.5	▲14.4	▲6.7	▲20.3	▲26.3	▲3.4	3.7	▲10.9
織 維 工 業	113	139	123	107	93	119	98	118	99	123	94	105	131	1,087
	▲29.8	▲17.3	▲3.9	▲28.7	▲30.6	0.8	▲28.5	▲9.9	11.2	1.7	▲41.6	36.4	15.9	▲11.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	166	218	187	333	198	174	182	167	185	148	135	292	155	1,969
	2.5	1.4	9.4	110.8	3.1	▲2.2	4.6	▲7.7	5.7	▲4.5	▲25.0	21.2	▲6.6	9.4
金 属 製 品 製 造 業	109	122	103	120	95	107	99	112	116	162	63	114	157	1,145
	▲14.2	▲8.3	▲4.6	0.0	▲24.6	▲13.0	▲21.4	▲1.8	38.1	6.6	▲51.9	37.3	44.0	▲2.0
はん用機械器具製造業	82	84	83	98	84	62	79	67	78	85	78	88	89	808
	0.0	13.5	9.2	38.0	6.3	▲12.7	▲6.0	▲23.0	▲19.6	16.4	▲20.4	0.0	8.5	▲2.7
生産用機械器具製造業	57	93	68	37	83	66	35	74	52	63	45	88	68	611
	▲8.1	2.2	▲5.6	▲44.8	31.7	4.8	▲47.8	37.0	▲42.9	1.6	▲22.4	14.3	19.3	▲7.3
電気機械器具製造業	22	25	67	70	10	65	37	24	60	103	36	36	86	527
	▲63.3	▲30.6	▲17.3	52.2	▲54.5	109.7	▲14.0	▲66.7	42.9	232.3	▲45.5	▲14.3	290.9	26.4
輸送用機械器具製造業	107	205	146	155	213	156	151	144	179	165	111	181	190	1,645
	▲31.8	▲4.2	▲11.5	▲6.1	14.5	▲13.8	26.9	▲33.0	14.7	26.9	▲49.5	11.7	77.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	24	15	22	14	12	20	10	14	22	21	15	21	11	180
	(300.0)	(0.0)	(83.3)	55.8	33.3	▲42.9	11.1	▲12.5	▲47.6	50.0	87.5	▲4.5	▲54.2	▲14.9
情 報 通 信 業	173	68	46	145	50	65	89	118	70	69	117	78	75	876
	39.5	4.6	▲59.6	30.6	▲31.5	▲35.6	▲14.4	45.7	▲28.6	▲37.8	58.1	▲14.3	▲56.6	▲13.9
運 輸 業、 郵 便 業	591	497	527	576	413	478	577	425	436	600	382	386	538	4,813
	(1.0)	(5.3)	(▲0.8)	▲3.5	▲9.8	11.9	▲4.5	▲15.3	▲11.0	▲1.0	▲30.3	▲25.4	▲9.0	▲9.9
卸 売 業、 小 売 業	1,557	1,398	1,281	1,384	1,264	1,113	1,361	1,302	1,002	1,413	1,160	1,013	1,313	12,325
	(▲3.4)	(▲15.7)	(▲10.5)	▲0.4	▲16.2	▲5.3	▲4.8	▲12.4	▲20.0	▲9.2	▲20.8	▲16.6	▲15.7	▲12.2
金 融 業、 保 険 業	109	121	70	105	57	74	120	65	64	77	45	55	153	815
	16.0	70.4	9.4	5.0	▲19.7	13.8	▲17.8	▲1.5	4.9	▲37.4	▲50.5	▲17.9	40.4	▲9.3
不 動 産 業、 物 品 質 借 業	74	80	89	82	59	73	110	49	68	78	51	60	47	677
	▲34.5	▲5.9	2.3	41.4	▲33.0	▲25.5	115.7	▲39.5	4.8	▲16.1	▲42.7	▲24.1	▲36.5	▲12.8
学術研究、専門・技術サービス業	207	158	245	171	201	207	226	173	192	262	192	225	276	2,125
	19.0	▲18.1	11.4	▲10.5	▲1.5	▲14.5	14.7	19.3	▲9.0	26.6	31.5	8.2	33.3	8.5
宿 泊 業、 飲 食 サービス 業	627	500	447	569	469	431	516	512	466	567	418	418	452	4,818
	▲17.3	▲11.3	▲15.2	▲9.0	6.3	▲29.8	▲15.7	8.2	▲19.2	▲20.3	▲15.4	▲5.6	▲27.9	▲14.2
宿 泊 業	162	168	163	172	168	140	144	150	137	201	143	104	138	1,497
	▲27.0	▲5.6	▲7.9	▲3.4	0.6	▲25.5	4.3	▲17.1	▲16.0	26.4	▲25.1	▲21.2	▲14.8	▲9.8
飲 食 サービス 業	465	332	284	397	301	291	372	362	329	366	275	314	314	3,321
	▲13.2	▲14.0	▲18.9	▲11.2	9.9	▲31.7	▲21.5	24.0	▲20.5	▲33.7	▲9.2	1.0	▲32.5	▲16.1
生活関連サービス業、娯楽業	302	460	353	262	436	311	287	427	350	274	264	323	267	3,201
	▲16.8	▲3.8	▲23.1	▲30.3	6.1	▲27.0	▲7.7	7.6	▲7.4	▲18.9	▲23.5	3.2	▲11.6	▲11.0
教 育、 学 習 支 援 業	165	142	144	101	87	115	124	125	125	121	86	128	160	1,172
	26.9	▲3.4	19.0	▲7.3	▲26.9	18.6	39.3	16.8	50.6	▲20.4	▲22.5	17.4	▲3.0	2.7
医 療、 福 祉	3,218	3,261	3,121	2,816	3,131	2,904	3,130	2,811	2,908	3,024	2,687	3,061	3,274	29,746
	(0.7)	(▲11.4)	(5.2)	0.5	▲3.7	2.7	5.6	▲6.3	▲3.9	▲8.2	▲14.9	▲2.2	1.7	▲3.0
医 療 業	1,042	1,137	1,166	914	1,052	1,091	971	990	1,126	992	960	1,175	1,185	10,456
	(▲9.5)	(▲18.3)	(11.8)	▲10.2	▲12.8	7.8	▲10.5	▲7.3	1.4	▲13.4	▲10.8	▲1.2	13.7	▲4.5
社会保険・社会福祉・介護事業	2,133	2,108	1,938	1,879	2,066	1,798	2,136	1,799	1,770	2,016	1,715	1,872	2,048	19,099
	(5.8)	(▲6.5)	(2.6)	6.4	2.2	0.2	14.9	▲5.9	▲6.7	▲5.0	▲16.8	▲2.6	▲4.0	▲2.0
複 合 サービス 専 業	149	35	79	191	67	114	122	106	90	151	56	45	87	1,029
	12.9	▲36.4	▲10.2	9.8	▲43.2	111.1	▲3.2	47.2	▲3.2	18.0	80.6	7.1	▲41.6	4.3
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,890	1,765	1,576	1,736	1,684	1,740	1,780	1,494	1,726	1,932	1,538	1,805	1,686	17,121
	(8.5)	(8.1)	(7.9)	14.4	7.1	24.5	11.0	0.1	15.5	▲14.4	▲6.2	24.1	▲0.2	6.2
職業紹介・労働者派遣業	914	913	765	860	848	850	897	833	958	1,032	792	925	873	8,868
	25.0	14.3	34.9	27.6	18.8	40.0	18.2	4.1	39.0	▲20.1	▲12.0	31.2	▲4.5	10.1
公務(他に分類されるものを除く)・その他	557	252	151	146	116	145	87	49	125	116	217	689	765	2,455
	17.5	▲44.4	▲20.9	▲4.6	▲18.3	▲9.9	3.6	▲57.8	▲45.9	▲9.4	▲2.7	23.5	37.3	4.3
合 計	11,471	10,973	10,342	10,949	10,084	9,973	10,510	9,552	9,847	11,001	8,920	10,533	11,244	102,158
	▲0.7	▲8.1	▲1.6	2.7	▲4.5	0.0	1.9	▲5.9	▲5.4	▲6.7	▲16.3	1.3	▲2.0	▲3.6

(注)1 上段:新規求人数(原数値、パートを含む。)、下段:新規求人の対前年度比。

2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

安定所別・主要産業別新規求人への動向
 (令和8年1月 対前年増減数)

愛媛労働局

	松山		今治		新居浜		西条		四国中央		宇和島		大洲		県計				
	8年 1月	7年 1月																	
農, 林, 漁業	19	7	12	▲1	0	3	▲4	3	13	11	2	33	33	0	2	1	80	70	▲10
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲3
建設業	317	416	▲99	▲4	108	113	▲5	29	0	39	49	▲10	83	68	15	62	770	857	▲87
製造業	315	280	35	123	120	107	13	162	105	188	215	▲27	63	47	16	55	1,290	1,088	192
電気・ガス・ 熱供給・水道業	7	5	2	▲5	2	0	2	0	1	0	2	▲2	0	8	▲8	2	11	24	▲13
情報通信業	65	129	▲64	▲2	3	8	▲5	0	0	1	0	0	4	32	▲28	0	75	173	▲98
運輸業, 郵便業	234	256	▲22	▲7	92	82	10	13	23	55	55	0	20	33	▲13	34	538	591	▲53
卸売業, 小売業	757	848	▲91	▲21	88	94	▲6	75	119	83	84	▲1	51	80	▲29	35	1,313	1,557	▲244
金融業, 保険業	89	72	17	28	1	3	▲2	0	0	0	0	0	6	5	1	0	153	109	44
不動産業, 物品買付業	24	52	▲28	▲9	14	3	11	0	1	5	5	0	2	1	1	2	47	74	▲27
学術研究, 専門・ 技術サービス業	181	113	68	3	17	22	▲5	3	2	2	2	0	9	42	▲33	15	276	207	69
宿泊業, 飲食サービス業	215	355	▲140	▲14	22	31	▲9	34	29	18	72	▲54	27	35	▲8	49	452	627	▲175
生活関連サービス業, 娯楽業	126	125	1	▲37	22	43	▲21	30	20	16	12	4	42	22	20	▲8	267	302	▲35
教育, 学習支援業	104	117	▲13	1	8	3	5	1	24	5	0	5	14	4	10	12	160	165	▲5
医療, 福祉	1,644	1,769	▲125	24	277	288	▲11	156	134	22	116	▲7	155	150	5	398	3,274	3,218	56
医療業	500	505	▲5	▲32	63	47	16	88	64	50	47	3	88	84	4	219	1,185	1,042	143
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,111	1,228	▲117	56	213	241	▲28	68	70	59	69	▲10	67	66	1	172	2,048	2,133	▲85
複合サービス事業	52	110	▲58	1	8	3	5	0	4	5	4	1	4	4	0	3	87	149	▲62
サービス業 (他に分類されないもの)	1,265	1,306	▲41	▲8	123	146	▲23	128	87	54	21	33	14	10	4	22	1,686	1,690	▲4
公営(他に分類される ものを除く)・その他	438	210	228	9	6	16	▲1	148	200	0	31	▲31	93	29	64	42	765	557	208
合計	5,852	6,170	▲318	104	926	971	▲45	782	785	584	689	▲85	531	502	29	816	11,244	11,471	▲227

(注) 新規卒卒者を除き、パートタイムを含む。

新規求職者離職理由別の推移

令和8年1月

愛媛労働局

	求職者計	①		②				③		
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】	【4,375】	【1,032】	【2,812】	【115】	【733】	【1,914】	【47】	【461】	【173】	【288】
令和2年度	52,501	12,387	33,744	1,383	8,792	22,962	568	5,531	2,080	3,451
	▲ 5.9	▲ 11.6	▲ 3.8	▲ 10.0	19.8	▲ 10.0	▲ 10.6	▲ 13.3	▲ 1.3	▲ 19.3
【月平均】	【4,565】	【1,215】	【2,796】	【104】	【587】	【2,026】	【72】	【527】	【172】	【355】
令和3年度	54,781	14,583	33,557	1,250	7,041	24,316	866	6,322	2,064	4,258
	4.3	17.7	▲ 0.6	▲ 9.6	▲ 19.9	5.9	52.5	14.3	▲ 0.8	23.4
【月平均】	【4,468】	【1,181】	【2,787】	【108】	【546】	【2,064】	【62】	【500】	【164】	【336】
令和4年度	53,613	14,170	33,443	1,296	6,552	24,764	749	6,000	1,972	4,028
	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 0.3	3.7	▲ 6.9	1.8	▲ 13.5	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 5.4
【月平均】	【4,391】	【1,135】	【2,742】	【107】	【552】	【2,027】	【50】	【514】	【159】	【356】
令和5年度	52,697	13,619	32,908	1,286	6,627	24,326	601	6,170	1,902	4,268
	▲ 1.7	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 0.8	1.1	▲ 1.8	▲ 19.8	2.8	▲ 3.5	6.0
【月平均】	【4,201】	【1,064】	【2,664】	【105】	【548】	【1,952】	【50】	【473】	【142】	【331】
令和6年度	50,417	12,769	31,973	1,255	6,575	23,423	599	5,675	1,709	3,966
	▲ 4.3	▲ 6.2	▲ 2.8	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 8.0	▲ 10.1	▲ 7.1
令和6年1月	4,623	1,255	2,847	88	562	2,115	73	521	144	377
	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 2.8	1.1	12.9	▲ 6.5	▲ 3.9	14.0	▲ 5.9	24.0
令和6年2月	4,840	1,526	2,821	84	551	2,114	63	493	151	342
	1.6	▲ 0.8	4.6	▲ 6.7	24.1	1.8	▲ 18.2	▲ 6.5	▲ 16.6	▲ 1.2
令和6年3月	4,326	1,223	2,507	87	524	1,832	55	596	162	434
	▲ 10.7	▲ 15.1	▲ 9.2	▲ 25.6	0.4	▲ 10.8	▲ 12.7	▲ 7.0	▲ 18.6	▲ 1.8
令和6年4月	6,110	1,024	4,502	316	1,213	2,893	61	584	194	390
	1.3	▲ 2.8	3.7	▲ 14.6	1.3	6.7	15.1	▲ 8.6	2.1	▲ 13.1
令和6年5月	4,758	1,099	3,106	125	729	2,178	62	553	188	365
	2.0	5.3	2.3	▲ 14.4	26.6	▲ 3.7	24.0	▲ 5.3	▲ 6.5	▲ 4.7
令和6年6月	3,878	981	2,421	85	460	1,828	42	476	140	336
	▲ 14.6	▲ 18.8	▲ 14.8	▲ 2.3	▲ 20.0	▲ 13.5	▲ 34.4	▲ 3.4	▲ 11.4	0.3
令和6年7月	4,192	1,029	2,677	92	524	2,000	54	486	133	353
	2.6	▲ 0.1	2.9	21.1	▲ 5.8	3.8	31.7	7.0	15.7	4.1
令和6年8月	3,573	924	2,254	70	487	1,649	40	395	105	290
	▲ 13.8	▲ 17.7	▲ 12.9	▲ 2.8	12.0	▲ 19.2	21.2	▲ 9.6	▲ 21.6	▲ 4.3
令和6年9月	4,039	1,021	2,511	63	390	1,995	52	507	160	347
	▲ 6.7	▲ 13.8	▲ 1.8	▲ 8.7	▲ 4.4	▲ 1.9	30.0	▲ 13.9	▲ 19.2	▲ 11.3
令和6年10月	4,314	1,037	2,795	94	586	2,060	43	482	148	334
	0.9	▲ 1.5	3.7	19.0	21.8	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 8.9	▲ 7.5	▲ 9.5
令和6年11月	3,459	888	2,161	73	433	1,602	41	410	127	283
	▲ 6.1	▲ 10.1	▲ 2.5	5.8	13.9	▲ 6.7	▲ 12.8	▲ 14.0	▲ 23.5	▲ 9.0
令和6年12月	3,227	901	1,967	66	367	1,478	45	359	89	270
	2.6	▲ 3.2	6.0	11.9	▲ 3.7	7.4	21.6	0.3	▲ 27.6	14.9
令和7年1月	4,528	1,214	2,845	103	548	2,146	41	469	138	331
	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 0.1	17.0	▲ 2.5	1.5	▲ 43.8	▲ 10.0	▲ 4.2	▲ 12.2
令和7年2月	4,006	1,282	2,284	81	416	1,723	57	440	136	304
	▲ 17.2	▲ 16.0	▲ 19.0	▲ 3.6	▲ 24.5	▲ 18.5	▲ 9.5	▲ 10.8	▲ 9.9	▲ 11.1
令和7年3月	4,333	1,369	2,450	87	422	1,871	61	514	151	363
	0.2	11.9	▲ 2.3	0.0	▲ 19.5	2.1	10.9	▲ 13.8	▲ 6.8	▲ 16.4
令和7年4月	6,081	1,210	4,263	332	1,091	2,765	62	608	161	447
	▲ 0.5	18.2	▲ 5.3	5.1	▲ 10.1	▲ 4.4	1.6	4.1	▲ 17.0	14.6
令和7年5月	4,561	1,041	3,017	138	636	2,175	53	503	158	345
	▲ 4.1	▲ 5.3	▲ 2.9	10.4	▲ 12.8	▲ 0.1	▲ 14.5	▲ 9.0	▲ 16.0	▲ 5.5
令和7年6月	4,023	988	2,547	90	553	1,848	47	488	136	352
	3.7	0.7	5.2	5.9	20.2	1.1	11.9	2.5	▲ 2.9	4.8
令和7年7月	4,203	998	2,767	100	571	2,034	49	438	120	318
	0.3	▲ 3.0	3.4	8.7	9.0	1.7	▲ 9.3	▲ 9.9	▲ 9.8	▲ 9.9
令和7年8月	3,687	907	2,377	96	414	1,829	30	403	97	306
	3.2	▲ 1.8	5.5	37.1	▲ 15.0	10.9	▲ 25.0	2.0	▲ 7.6	5.5
令和7年9月	3,974	968	2,516	88	442	1,932	45	490	168	322
	▲ 1.6	▲ 5.2	0.2	39.7	13.3	▲ 3.2	▲ 13.5	▲ 3.4	5.0	▲ 7.2
令和7年10月	4,038	955	2,644	97	525	1,962	48	439	115	324
	▲ 6.4	▲ 7.9	▲ 5.4	3.2	▲ 10.4	▲ 4.8	11.6	▲ 8.9	▲ 22.3	▲ 3.0
令和7年11月	3,288	857	2,038	75	342	1,578	39	393	100	293
	▲ 4.9	▲ 3.5	▲ 5.7	2.7	▲ 21.0	▲ 1.5	▲ 4.9	▲ 4.1	▲ 21.3	3.5
令和7年12月	3,172	947	1,862	62	358	1,407	33	363	109	254
	▲ 1.7	5.1	▲ 5.3	▲ 6.1	▲ 2.5	▲ 4.8	▲ 26.7	1.1	22.5	▲ 5.9
令和8年1月	4,507	1,188	2,836	98	525	2,156	52	483	138	345
	▲ 0.5	▲ 2.1	▲ 0.3	▲ 4.9	▲ 4.2	0.5	26.8	3.0	0.0	4.2
【月平均】	【4,153】	【1,006】	【2,687】	【118】	【546】	【1,969】	【46】	【461】	【130】	【331】
当年度累計	41,534	10,059	26,867	1,176	5,457	19,686	458	4,608	1,302	3,306
前年同期	42,078	10,118	27,239	1,087	5,737	19,829	481	4,721	1,422	3,299
前年同期比	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 1.4	8.2	▲ 4.9	▲ 0.7	▲ 4.8	▲ 2.4	▲ 8.4	0.2

(注) 新規学卒者を除き、パートを含む。

網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

一般・パート別職業紹介状況(原数値)

令和8年 1月

愛媛労働局

項 目		令和8年 1月	令和7年 1月	前年同月比 (差)	
一般 (フルタイム)	① 月間有効求職者数(人)	11,387	12,161	▲ 6.4 %	
	② 新規求職申込件数(件)	2,761	2,836	▲ 2.6 %	
	③ 月間有効求人数(人)	19,240	20,337	▲ 5.4 %	
	④ 新規求人数(人)	7,245	7,207	0.5 %	
	⑤ 就職件数(件)	566	654	▲ 13.5 %	
	⑥ 有効求人倍率(倍) ③/①	1.69	1.67	0.02 p	
	正社員	⑦ 月間有効求職者数(人)	11,362	12,142	▲ 6.4 %
		⑧ 新規求職申込件数(件)	2,756	2,831	▲ 2.6 %
		⑨ 月間有効求人数(人)	14,678	15,514	▲ 5.4 %
		⑩ 新規求人数(人)	5,503	5,480	0.4 %
		⑪ 就職件数(件)	473	528	▲ 10.4 %
		⑫ 有効求人倍率(倍) (⑨/⑦)	1.29	1.28	0.01 p
パートタイム	⑬ 月間有効求職者数(人)	7,735	8,575	▲ 9.8 %	
	⑭ 新規求職申込件数(件)	1,746	1,692	3.2 %	
	⑮ 月間有効求人数(人)	9,880	11,028	▲ 10.4 %	
	⑯ 新規求人数(人)	3,999	4,264	▲ 6.2 %	
	⑰ 就職件数(件)	469	483	▲ 2.9 %	
	⑱ 有効求人倍率(倍) ⑮/⑬	1.28	1.29	▲ 0.01 p	

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和8年1月	令和7年1月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.46	1.59	▲ 0.13p
	中予	1.55	1.47	0.08p
	南予	1.57	1.49	0.08p
	県計	1.52	1.51	0.01p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	6,457	6,482	▲ 0.4%
	中予	10,085	11,416	▲ 11.7%
	南予	2,580	2,838	▲ 9.1%
	県計	19,122	20,736	▲ 7.8%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,403	10,320	▲ 8.9%
	中予	15,668	16,823	▲ 6.9%
	南予	4,049	4,222	▲ 4.1%
	県計	29,120	31,365	▲ 7.2%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

年齢別常用職業紹介状況

令和8年1月

愛媛労働局

項目		月間有効求職者数		新規求職者数		就職件数	就職率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)		
全 数	19歳以下	163	0.9	31	0.7	13	41.9
		▲ 15.1	▲ 0.1	▲ 43.6	▲ 0.5	62.5	27.4
	20～24歳	1,360	7.1	317	7.1	60	18.9
		2.3	0.7	▲ 1.9	▲ 0.1	▲ 7.7	▲ 1.2
	25～29歳	2,043	10.7	432	9.6	58	13.4
		3.2	1.1	7.2	0.7	▲ 25.6	▲ 5.9
	30～34歳	1,600	8.4	333	7.4	74	22.2
		▲ 9.7	▲ 0.2	▲ 8.0	▲ 0.6	▲ 22.1	▲ 4.0
	35～39歳	1,570	8.2	386	8.6	89	23.1
		▲ 10.9	▲ 0.3	1.8	0.2	▲ 12.7	▲ 3.9
	40～44歳	1,559	8.2	338	7.5	82	24.3
		▲ 10.5	▲ 0.2	▲ 9.1	▲ 0.7	▲ 18.8	▲ 2.9
	45～49歳	1,680	8.8	406	9.0	113	27.8
		▲ 21.2	▲ 1.5	▲ 6.9	▲ 0.6	9.7	4.2
	50～54歳	2,203	11.6	500	11.1	140	28.0
		▲ 9.2	▲ 0.2	▲ 2.9	▲ 0.3	5.3	2.2
	55～59歳	2,006	10.5	438	9.7	101	23.1
		▲ 3.7	0.5	11.7	1.1	▲ 4.7	▲ 4.0
	60～64歳	2,346	12.3	494	11.0	101	20.4
		▲ 7.0	0.1	12.3	1.2	0.0	▲ 2.5
65歳以上	2,532	13.3	821	18.3	98	11.9	
	▲ 7.8	0.0	▲ 2.0	▲ 0.3	5.4	0.8	
合 計		19,062	-	4,496	-	929	20.7
		▲ 7.8	-	▲ 0.4	-	▲ 5.7	▲ 1.2

(年齢別新規求職者数の推移)

項目	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳～64歳	65歳以上	計
令和2年度	5,391	10,819	10,054	10,148	8,753	6,959	52,124
	▲ 10.9	▲ 10.5	▲ 11.1	▲ 4.6	▲ 4.3	7.6	▲ 6.4
令和3年度	5,654	10,728	9,749	10,861	9,156	7,756	53,904
	4.9	▲ 0.8	▲ 3.0	7.0	4.6	11.5	3.4
令和4年度	5,401	10,345	9,286	10,453	9,069	7,765	52,319
	▲ 4.5	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 3.8	▲ 1.0	0.1	▲ 2.9
令和5年度	5,044	9,953	9,103	10,606	9,570	8,162	52,438
	▲ 6.6	▲ 3.8	▲ 2.0	1.5	5.5	5.1	0.2
令和6年度	4,469	9,221	8,137	10,286	9,577	8,526	50,216
	▲ 11.4	▲ 7.4	▲ 10.6	▲ 3.0	0.1	4.5	▲ 4.2
令和8年1月	348	765	724	906	932	821	4,496
	▲ 7.9	0.0	▲ 3.6	▲ 4.7	12.0	▲ 2.0	▲ 0.4

(注) 1 上段:パートを含む常用、下段:対前年度比(差)、就職率=就職件数÷新規求職者数

2 ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は、令和5年度4月以降は含む(令和3年9月～令和5年3月は含まない)。

一般職業紹介状況

令和8年1月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

項目 年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数			D 月間有効求人数			E 就職件数			F 充足数			求人倍率 (季節調整値)			就職率 E/A(%)	充足率 F/C(%)
	常用	うち 中高年	うち 中高年	常用	うち 中高年	うち 中高年	常用	うち 中高年	うち 中高年	常用	うち 中高年	うち 中高年	常用	うち 中高年	うち 中高年	常用	うち 中高年	うち 中高年	新規	有効	新規		
令和6年度	50,417	13,268	28,525	265,889	265,094	88,904	151,811	127,277	111,946	361,655	321,182	16,141	14,877	4,891	8,930	15,875	14,711	2,52	1.36	*	*	32.0	12.5
月平均	4,201	1,106	2,377	22,157	22,091	7,409	12,651	10,606	9,329	30,138	26,765	1,345	1,240	408	744	1,323	1,226	—	—	*	*	—	—
令和7年1月	4,528	1,154	2,629	20,736	20,685	6,920	11,937	11,471	9,797	31,365	27,304	1,137	985	337	647	1,111	966	2.53	1.51	2.50	1.38	25.1	9.7
2月	4,006	3,990	874	21,200	21,141	6,611	12,370	10,973	9,465	31,268	27,117	1,216	1,111	357	698	1,208	1,108	2.74	1.47	2.60	1.38	30.4	11.0
3月	4,333	4,326	951	21,668	21,615	6,643	12,682	10,342	9,052	31,018	27,056	1,692	1,560	422	989	1,676	1,550	2.39	1.43	2.51	1.38	39.0	16.2
令和7年4月	6,081	6,053	1,564	22,396	22,327	6,984	13,387	10,494	9,530	29,748	26,531	1,430	1,335	377	831	1,408	1,314	1.73	1.33	2.49	1.41	23.5	13.4
5月	4,561	4,544	1,367	22,679	22,607	7,394	13,495	10,084	8,950	29,072	26,176	1,394	1,313	398	789	1,377	1,303	2.21	1.28	2.38	1.40	30.6	13.7
6月	4,023	3,995	1,123	22,060	21,977	8,095	12,955	9,973	8,754	28,661	25,748	1,295	1,208	388	728	1,261	1,186	2.48	1.30	2.49	1.40	32.2	12.6
7月	4,203	4,180	1,254	21,310	21,225	8,427	12,211	10,510	9,376	28,911	25,868	1,307	1,223	420	757	1,276	1,202	2.50	1.36	2.50	1.42	31.1	12.1
8月	3,687	3,664	1,023	20,659	20,574	8,212	11,797	9,552	8,439	28,491	25,444	1,041	984	370	606	1,021	972	2.59	1.38	2.42	1.42	28.2	10.7
9月	3,974	3,962	966	20,756	20,685	8,141	11,750	9,847	8,587	28,565	25,439	1,252	1,177	408	727	1,243	1,179	2.48	1.38	2.49	1.41	31.5	12.6
10月	4,038	4,020	1,077	20,812	20,742	7,774	11,855	11,001	9,786	28,906	25,682	1,340	1,228	448	793	1,302	1,211	2.72	1.39	2.51	1.39	33.2	11.8
11月	3,288	3,271	800	19,806	19,745	7,107	11,247	8,920	7,816	28,121	25,011	1,134	1,028	377	673	1,133	1,036	2.71	1.42	2.27	1.38	34.5	12.7
12月	3,172	3,153	736	18,597	18,531	6,583	10,447	10,533	9,104	28,841	25,526	1,120	966	370	656	1,096	964	3.32	1.55	2.51	1.41	35.3	10.4
令和8年1月	4,507	4,496	1,146	19,122	19,062	6,551	10,803	11,244	9,967	29,120	25,759	1,035	929	302	618	1,031	939	2.49	1.52	2.48	1.40	23.0	9.2
前年同月比	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 7.8	▲ 7.8	▲ 7.8	▲ 5.3	▲ 2.0	▲ 1.7	▲ 7.2	▲ 5.7	▲ 9.0	▲ 5.7	▲ 10.4	▲ 4.5	▲ 7.2	▲ 2.8	▲ 0.04p	▲ 0.01p	▲ 0.03	▲ 0.01	▲ 2.1p	▲ 0.5p

(注)・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月の数値である。

(公共職業安定所別)

中予	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 6.4	▲ 11.7	▲ 11.6	▲ 9.0	▲ 15.1	▲ 5.2	▲ 0.8	▲ 6.9	▲ 5.5	▲ 12.6	▲ 6.0	▲ 12.1	▲ 8.5	▲ 7.9	▲ 1.5	▲ 0.14p	▲ 0.08p	*	▲ 2.6p	▲ 0.2p
山松	2,191	2,188	559	10,085	10,061	3,468	5,359	5,852	5,033	15,668	13,610	395	361	123	226	432	396	2.67	1.55		18.0	7.4
今治	▲ 6.5	▲ 6.5	▲ 34.2	▲ 4.0	▲ 3.9	7.9	▲ 8.7	8.6	14.6	▲ 4.3	▲ 0.6	▲ 24.2	▲ 21.6	▲ 28.9	▲ 19.5	▲ 20.0	▲ 13.8	0.36p	▲ 0.01p	*	▲ 5.2p	▲ 3.1p
東予	506	505	153	2,137	2,132	752	1,228	1,313	1,210	3,208	2,962	113	98	32	62	112	100	2.59	1.50		22.3	8.5
新居浜	6.2	5.9	▲ 8.7	2.3	2.0	▲ 12.6	0.2	▲ 4.6	▲ 2.1	▲ 13.1	▲ 12.9	11.6	6.0	▲ 7.5	1.4	11.3	4.9	▲ 0.24p	▲ 0.26p	*	1.4p	2.0p
西条	447	446	105	1,861	1,857	505	1,079	926	797	2,775	2,240	125	106	37	73	128	108	2.07	1.49		28.0	13.8
四国中央	▲ 13.1	▲ 13.1	▲ 10.7	2.0	2.0	42.1	8.7	▲ 12.7	▲ 12.8	▲ 12.8	▲ 12.2	▲ 5.1	24.7	23.3	30.0	23.9	29.5	▲ 0.08p	▲ 0.08p	*	5.0p	2.1p
八幡浜	266	265	69	1,182	1,179	479	736	584	574	1,698	1,667	94	89	28	59	90	88	2.20	1.44	*	29.4	10.6
宇和島	18.8	18.3	▲ 7.5	▲ 8.0	▲ 8.6	▲ 23.7	▲ 10.7	5.8	9.6	3.1	4.7	▲ 10.2	▲ 6.3	31.3	▲ 2.9	▲ 13.8	▲ 4.3	▲ 0.29p	0.18p	*	▲ 7.6p	▲ 2.2p
大洲	227	226	49	798	791	251	502	531	492	1,329	1,229	53	45	21	34	50	44	2.34	1.67		23.3	9.4
南予	▲ 7.0	▲ 7.6	▲ 7.3	▲ 13.2	▲ 13.6	▲ 8.9	▲ 14.1	1.7	5.1	▲ 12.0	▲ 10.8	▲ 16.4	▲ 13.1	▲ 4.2	▲ 11.6	▲ 10.3	▲ 6.9	0.22p	0.03p	*	▲ 3.2p	▲ 1.4p
	321	318	89	1,082	1,076	408	675	816	745	1,727	1,576	92	86	23	61	87	81	2.54	1.60		28.7	10.7
	6.7	7.3	56.3	▲ 3.3	▲ 3.5	0.5	▲ 0.7	21.2	17.9	2.4	2.9	▲ 17.3	▲ 20.6	▲ 52.0	▲ 11.4	▲ 21.0	▲ 25.9	0.26p	0.08p	*	▲ 8.8p	▲ 6.0p
	206	206	50	700	697	213	424	440	408	993	945	62	54	12	39	49	43	2.14	1.42		30.1	11.1

(注)・公共職業安定所別上段は前年同月比、下段は原数値である。・新規学卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和8年1月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成30年度	-	▲ 2.0	-	3.2	-	1.63	-	▲ 2.7	-	3.0	-	2.44	▲ 4.6
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0
令和3年度	-	1.7	-	6.0	-	1.31	-	4.3	-	6.2	-	2.27	2.7
令和4年度	-	0.8	-	10.8	-	1.44	-	▲ 2.1	-	9.1	-	2.53	0.3
令和5年度	-	1.3	-	▲ 4.4	-	1.36	-	▲ 1.7	-	▲ 4.8	-	2.45	▲ 1.5
令和6年度	-	▲ 0.8	-	▲ 1.0	-	1.36	-	▲ 4.3	-	▲ 1.3	-	2.52	▲ 6.8
令和5年度													
令和5年4月	0.2	▲ 0.5	▲ 1.5	▲ 1.1	1.39	1.30	▲ 0.3	▲ 2.0	0.4	▲ 5.4	2.44	1.69	▲ 4.4
5月	▲ 0.2	▲ 0.4	0.4	▲ 1.6	1.39	1.28	▲ 2.4	▲ 0.9	1.7	0.5	2.55	2.32	▲ 0.9
6月	0.3	0.3	▲ 0.5	▲ 4.0	1.38	1.28	4.5	▲ 0.4	▲ 2.5	▲ 5.6	2.38	2.37	▲ 8.6
7月	0.7	1.6	▲ 0.8	▲ 4.5	1.36	1.30	▲ 2.2	0.1	▲ 1.9	▲ 8.2	2.39	2.41	2.4
8月	0.0	2.0	▲ 0.5	▲ 5.8	1.36	1.32	▲ 0.6	▲ 1.3	2.6	▲ 3.8	2.46	2.59	▲ 3.5
9月	0.1	1.9	0.3	▲ 5.9	1.36	1.32	0.2	0.9	▲ 1.2	▲ 8.3	2.43	2.42	2.1
10月	0.1	2.7	0.3	▲ 5.2	1.36	1.38	▲ 2.0	0.0	1.2	▲ 4.0	2.51	2.68	7.4
11月	▲ 0.3	1.8	▲ 1.8	▲ 7.2	1.34	1.41	▲ 0.6	▲ 5.0	▲ 2.4	▲ 8.1	2.46	2.93	1.3
12月	0.1	1.8	0.0	▲ 7.0	1.34	1.47	0.6	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 9.0	2.43	3.14	7.5
令和6年1月	0.1	1.6	▲ 0.2	▲ 6.3	1.34	1.46	▲ 0.4	▲ 1.7	1.1	▲ 2.9	2.47	2.50	▲ 4.1
2月	2.2	3.5	3.1	▲ 2.2	1.35	1.44	10.7	1.6	5.2	2.8	2.35	2.47	7.1
3月	▲ 1.7	0.3	1.0	▲ 1.2	1.39	1.43	▲ 9.9	▲ 10.7	▲ 3.2	▲ 5.9	2.52	2.43	▲ 15.4
令和6年度													
4月	▲ 0.1	1.5	▲ 1.7	0.3	1.36	1.28	0.3	1.3	▲ 3.6	0.2	2.42	1.67	▲ 5.4
5月	0.2	2.4	▲ 1.8	▲ 2.6	1.34	1.22	0.3	2.0	1.0	▲ 2.2	2.44	2.22	▲ 1.2
6月	0.2	0.3	▲ 0.1	▲ 3.3	1.33	1.23	▲ 3.6	▲ 14.6	1.0	▲ 7.2	2.55	2.57	▲ 6.8
7月	▲ 0.7	0.8	▲ 1.3	▲ 1.7	1.33	1.27	0.6	2.6	▲ 1.1	4.9	2.51	2.46	▲ 3.2
8月	▲ 1.1	▲ 1.8	▲ 0.4	▲ 3.6	1.34	1.29	▲ 4.2	▲ 13.8	▲ 0.1	▲ 5.6	2.62	2.84	▲ 4.9
9月	0.4	▲ 1.3	2.1	▲ 1.3	1.36	1.32	6.4	▲ 6.7	4.2	▲ 0.6	2.56	2.58	▲ 12.8
10月	▲ 0.3	▲ 0.7	1.1	▲ 0.5	1.38	1.38	▲ 0.4	0.9	▲ 1.4	2.9	2.54	2.73	▲ 10.3
11月	▲ 0.1	▲ 1.2	0.9	1.1	1.39	1.44	▲ 3.3	▲ 6.1	0.2	▲ 1.1	2.63	3.08	▲ 4.7
12月	0.5	▲ 0.5	▲ 0.3	2.4	1.38	1.51	7.0	2.6	0.6	5.4	2.47	3.22	▲ 4.9
令和7年1月	▲ 1.0	▲ 1.6	▲ 0.7	1.8	1.38	1.51	▲ 4.3	▲ 2.1	▲ 3.2	▲ 0.7	2.50	2.53	0.3
2月	▲ 0.5	▲ 4.3	▲ 0.9	▲ 1.9	1.38	1.47	▲ 5.2	▲ 17.2	▲ 1.3	▲ 8.1	2.60	2.74	▲ 21.3
3月	▲ 1.1	▲ 3.7	▲ 0.9	▲ 3.3	1.38	1.43	5.6	0.2	2.1	▲ 1.6	2.51	2.39	▲ 4.3
令和7年度													
令和7年4月	▲ 2.3	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 2.2	1.41	1.33	1.2	▲ 0.5	0.1	2.7	2.49	1.73	▲ 4.3
5月	1.0	▲ 5.3	0.4	▲ 0.7	1.40	1.28	1.2	▲ 4.1	▲ 3.3	▲ 4.5	2.38	2.21	▲ 9.9
6月	▲ 1.0	▲ 5.4	▲ 1.1	▲ 0.4	1.40	1.30	▲ 4.1	3.7	0.6	0.0	2.49	2.48	▲ 6.0
7月	▲ 0.9	▲ 6.3	0.7	0.2	1.42	1.36	2.5	0.3	3.0	1.9	2.50	2.50	▲ 2.6
8月	▲ 0.7	▲ 6.5	▲ 0.7	▲ 0.2	1.42	1.38	0.5	3.2	▲ 2.9	▲ 5.9	2.42	2.59	▲ 12.9
9月	▲ 0.8	▲ 6.4	▲ 1.7	▲ 2.7	1.41	1.38	▲ 5.8	▲ 1.6	▲ 3.1	▲ 5.4	2.49	2.48	▲ 2.0
10月	▲ 0.5	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 6.2	1.39	1.39	▲ 0.4	▲ 6.4	0.7	▲ 6.7	2.51	2.72	▲ 2.0
11月	0.0	▲ 7.9	▲ 1.1	▲ 9.4	1.38	1.42	5.8	▲ 4.9	▲ 4.3	▲ 16.3	2.27	2.71	▲ 14.0
12月	▲ 1.4	▲ 8.9	1.1	▲ 6.7	1.41	1.55	0.6	▲ 1.7	11.0	1.3	2.51	3.32	▲ 4.8
令和8年1月	0.1	▲ 7.8	▲ 0.9	▲ 7.2	1.40	1.52	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 2.9	▲ 2.0	2.48	2.49	▲ 9.0
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
2 令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.57	1.52	1.46	1.39	1.35	1.32	1.29	1.24	1.24	1.21	1.18	1.18	1.32	1.26
3年	1.21	1.24	1.25	1.26	1.27	1.30	1.30	1.29	1.29	1.30	1.32	1.34	1.28	1.31
4年	1.35	1.35	1.36	1.39	1.41	1.44	1.46	1.46	1.47	1.47	1.47	1.46	1.42	1.44
5年	1.46	1.42	1.41	1.39	1.39	1.38	1.36	1.36	1.36	1.36	1.34	1.34	1.38	1.36
6年	1.34	1.35	1.39	1.36	1.34	1.33	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.38	1.36	1.36
7年	1.38	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.42	1.42	1.41	1.39	1.38	1.41	1.40	
8年	1.40													

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
2 年計及び年度計は原数値。

令和7年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和8年1月

愛媛労働局

安定所	主要 指標	就職件数 (一般)		充足数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職割合	
		1月実績	年間目標	1月実績	年間目標	11月実績	年間目標
		令和7年度実績累計	進捗率	令和7年度実績累計	進捗率	令和7年度実績累計	対目標差
松 山		395	6,817	432	7,305	41.6	32.7
		4,770	70.0%	5,157	70.6%	30.2	▲ 2.5
今 治		113	2,140	112	1,950	43.6	36.7
		1,591	74.3%	1,452	74.5%	36.2	▲ 0.5
八幡浜		52	1,000	50	890	26.1	31.1
		725	72.5%	625	70.2%	28.0	▲ 3.1
宇和島		92	1,450	87	1,250	48.2	36.2
		1,018	70.2%	922	73.8%	35.9	▲ 0.3
新居浜		125	1,710	128	1,720	43.8	36.6
		1,274	74.5%	1,415	82.3%	34.3	▲ 2.3
西 条		101	1,420	83	1,120	34.2	36.3
		1,076	75.8%	809	72.2%	35.1	▲ 1.2
四国中央		94	1,430	90	1,420	44.8	42.4
		1,154	80.7%	1,154	81.3%	40.3	▲ 2.1
大 洲		62	980	49	860	48.4	42.4
		712	72.7%	614	71.4%	36.0	▲ 6.4
合 計		1,034	16,947	1,031	16,515	41.5	35.0
		12,320	72.7%	12,148	73.6%	33.0	▲ 2.0

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになる。

用 語	解 説
季節調整値	<p>求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値÷季節指数×100)</p>
新規求人数	<p>期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。</p>
月間有効求人数	<p>前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。</p>
新規求職申込件数	<p>期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。</p>
月間有効求職者数	<p>前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。</p>
新規求人倍率	<p>新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。</p>
有効求人倍率	<p>有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。</p>
正社員	<p>雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。</p>